

官報

号外

令和四年十一月四日

○第二百十回 衆議院會議録 第六号

令和四年十一月四日(金曜日)

議事日程 第五号

令和四年十一月四日

午後一時開議

- 第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 港灣法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案(内閣委員長提出)
- 第八 ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第三 競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第四 港灣法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第五 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第六 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
 - 日程第七 令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案(内閣委員長提出)
 - 日程第八 ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後一時二分開議

○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

日程第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長伊藤忠彦君。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○伊藤忠彦君登壇

伊藤忠彦君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行うおうとするものであります。

両案は、去る十月二十五日本委員会に付託され、翌二十六日葉梨法務大臣から趣旨の説明を聴取し、二十八日質疑を行い、同日質疑を終局しました。十一月二日、討論を行い、採決の結果、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第三、競馬法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長笹川博義君。

競馬法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

○笹川博義君登壇

笹川博義君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、競馬の健全な発展を図るとともに、競馬に対する国民の信頼を確保するため、競馬活性化計画の目的及び記載事項の見直し、制限措置とされている地方競馬全国協会の資金確保措置の恒久化及び延長並びに競馬の公正かつ円滑な実施を確保するために必要な措置の充実等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る十月二十七日日本委員会に付託され、同日野村農林水産大臣から趣旨の説明を聴取し、十一月二日質疑を行いました。質疑終了後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 港湾法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第四、港湾法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長木原稔君。

港湾法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(木原稔君登壇)

○木原稔君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国における脱炭素社会の実現に資する港湾の効果的な利用を推進するとともに、港湾の機能の安定的な維持及び港湾の管理、利用等の効率化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画を作成できることに、同計画の目標達成のため、一定の区域内における構築物の用途規制を柔軟に設定できること、

第二に、港湾の行政財産である緑地等において収益施設を整備し、その収益を還元して緑地等の再整備を行う民間事業者に対し、緑地等の貸付けを可能とする制度を創設すること、

第三に、国による港湾施設の管理代行制度が適用される範囲に、世界的規模の感染症の流行等が発生した場合を追加すること

などであります。

本案は、去る十月二十七日日本委員会に付託され、翌二十八日齊藤国土交通大臣から趣旨の説明を聴取し、十一月二日質疑に入り、同日質疑を終了しました。質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(細田博之君) 日程第五及び第六の両案とともに、日程第七は、委員長提出の議案でありまして、委員会の審査を省略し、三案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

日程第五 一般職の職員の給与に関する法律

等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 特別職の職員の給与に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 令和四年度電力・ガス・食料品等

価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等

に関する法律案(内閣委員提出)

○議長(細田博之君) 日程第五、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、日程第六、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、日程第七、令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。内閣委員長大西英男君。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案

(本号末尾に掲載)

〔大西英男君登壇〕

○大西英男君 ただいま議題となりました各案について申し上げます。

まず、内閣提出の二法律案について、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月の人事院勧告のとおり、一般職の職員について、俸給月額及び勤勉手当の支給割合を引き上げる等の措置を講ずるものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて、特別職の職員の給与の額の改定を行うものであります。

両案は、去る十月二十七日日本委員会に付託され、翌二十八日河野国務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十一月二日、質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

次に、令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本案は、令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けることとなった者が自ら当該給付金を使用することができるようにするため、当該給付金の支給を受ける権利の差押え等を禁止するとともに、当該給付金として支給を受けた金銭の差押えを禁止するほか、当該給付金を非課税とする等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る二日の内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

――

日程第八 ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(細田博之君) 日程第八、ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長竹内譲君。

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔竹内譲君登壇〕

○竹内譲君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、液化天然ガスの確保をめぐる国際的な緊張の高まりを踏まえ、緊急時において経済産業大臣が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対して液化天然ガスの調達を要請することを可能とするともに、ガスの需給を調整するためガスの使用を制限することを可能とする措置等を講ずるものであります。

本案は、去る十月二十七日日本委員会に付託され、翌二十八日西村経済産業大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十一月二日に質疑に入り、質疑終了後、討論、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○佐々木紀君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(細田博之君) 佐々木紀君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(細田博之君) 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長山口俊一君。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔山口俊一君登壇〕

○山口俊一君 ただいま議題となりました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する

法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い国会議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定を行うとするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(細田博之君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(細田博之君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十九分散会

出席國務大臣

法務大臣	葉梨 康弘君
農林水産大臣	野村 哲郎君
経済産業大臣	西村 康稔君
国土交通大臣	斉藤 鉄夫君
国務大臣	後藤 茂之君
国務大臣	河野 太郎君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る一日、岡田事務総長から新藤裁判官訴追委員会委員長及び岡村参議院事務総長宛て、本院は、裁判官訴追委員を次のとおり補欠選任した旨通知した。

裁判官訴追委員

渡辺 博道君(後藤茂之君の補欠)

一、去る一日、本院は、食品安全委員会委員に山本茂貴君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、カジノ管理委員会委員に石川恵子君及び北村博文君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、証券取引等監視委員会委員長に中原亮一君を、同委員に高田さゆり君及び橋本尚君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、電気通信紛争処理委員会委員に田村幸一君、前原賀代君、中條祐介君、小塚莊一郎君及び三尾美枝子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、電波監理審議会委員に大久保哲夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に磯山誠二君、相原香織君及び水野節子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、去る一日、本院は、中央更生保護審査会委員に伊藤富士江君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、公安審査委員会委員に外井浩志君及び遠藤みどり君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、運輸審議会委員に堀川義弘君及び大石美奈子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、運輸安全委員会委員に丸井祐一君、石田弘明君、奥村文直君、鈴木美緒君及び新妻実保子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る一日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に星景子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(報告書受領)

一、去る一日、内閣から次の報告書を受領した。
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更の報告
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくシナイ半島国際平和協力業務の実施の状況の報告

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第七条第三項の規定に基づく海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告

(議席変更)

一、去る一日、衆議院規則第十四条ただし書により、議長において議席を次のとおり変更した。

二	吉田 豊史君
七三	岡本 三成君
八一	濱地 雅一君
一〇二	

(理事補欠選任)

一、去る一日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 濱地 雅一君(理事岡本三成君去る一日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

補欠

睦元 将吾君	山口 晋君
上田 英俊君	五十嵐 清君
小泉進次郎君	西野 太亮君
齋藤 健君	八木 哲也君
五十嵐 清君	上田 英俊君
西野 太亮君	小泉進次郎君
八木 哲也君	齋藤 健君
山口 晋君	睦元 将吾君

予算委員

辞任

補欠

中野 洋昌君 岡本 三成君

議院運営委員

補欠

岡本 三成君 濱地 雅一君

内閣委員

辞任

補欠

工藤 彰三君	島尻安伊子君
平沼正二郎君	西野 太亮君
牧島かれん君	熊田 裕通君
中谷 一馬君	神谷 裕君
浦野 靖人君	奥下 剛光君

法務委員

辞任

補欠

石橋林太郎君	西野 太亮君
岩田 和親君	國場幸之助君
熊田 裕通君	穂坂 泰君
津島 淳君	鈴木 貴子君
米山 隆一君	新垣 邦男君
鈴木 貴子君	上杉謙太郎君
上杉謙太郎君	津島 淳君
國場幸之助君	岩田 和親君
西野 太亮君	石橋林太郎君
穂坂 泰君	熊田 裕通君
新垣 邦男君	米山 隆一君

財務金融委員

辞任

補欠

石井 拓君	山口 晋君
塩崎 彰久君	古川 直季君
若林 健太君	務台 俊介君
山崎 正恭君	奥水 恵一君
務台 俊介君	宮澤 博行君
古川 直季君	塩崎 彰久君
宮澤 博行君	若林 健太君
宮澤 博行君	石井 拓君
山口 晋君	山崎 正恭君
奥水 恵一君	

厚生労働委員

勝目 康君	小森 卓郎君
小泉進次郎君	穂坂 泰君

高村 正大君	中曾根康隆君	吉田 健一君	菅家 一郎君	菅家 一郎君	堀井 健智君	福田 達夫君
塩崎 彰久君	西野 太亮君	大西 健介君	宗清 皇一君	宮路 拓馬君	山田 勝彦君	山本 剛正君
長谷川淳二君	山口 晋君	三谷 英弘君	古川 直季君	山口 晋君	小山 展弘君	神谷 達丸君
西村智奈美君	荒井 優君	吉田 統彦君	森山 浩行君	細田 健一君	山田 展弘君	山岡 達丸君
吉田 統彦君	吉田はるみ君	仁木 博文君	吉田 統彦君	宮路 拓馬君	小山 展弘君	神谷 達丸君
小森 卓郎君	今枝宗一郎君	小森 卓郎君	今枝宗一郎君	山口 晋君	堀井 健智君	山本 剛正君
中曾根康隆君	本田 太郎君	穂坂 泰君	上杉謙太郎君	菅家 一郎君	堀井 健智君	福田 達夫君
上杉謙太郎君	高村 正大君	今枝宗一郎君	上杉謙太郎君	堀井 健智君	堀井 健智君	福田 達夫君
加藤 竜祥君	勝目 康君	加藤 竜祥君	加藤 竜祥君	堀井 健智君	堀井 健智君	福田 達夫君
西野 太亮君	塩崎 彰久君	西野 太亮君	西野 太亮君	堀井 健智君	堀井 健智君	福田 達夫君
古川 直季君	三谷 英弘君	古川 直季君	古川 直季君	堀井 健智君	堀井 健智君	福田 達夫君
本田 太郎君	小泉進次郎君	本田 太郎君	本田 太郎君	堀井 健智君	堀井 健智君	福田 達夫君
山口 晋君	長谷川淳二君	山口 晋君	山口 晋君	堀井 健智君	堀井 健智君	福田 達夫君
荒井 優君	西村智奈美君	荒井 優君	荒井 優君	堀井 健智君	堀井 健智君	福田 達夫君
森山 浩行君	大西 健介君	森山 浩行君	森山 浩行君	堀井 健智君	堀井 健智君	福田 達夫君
吉田はるみ君	吉田 統彦君	吉田はるみ君	吉田 統彦君	堀井 健智君	堀井 健智君	福田 達夫君
吉良 州司君	仁木 博文君	吉良 州司君	仁木 博文君	堀井 健智君	堀井 健智君	福田 達夫君

古川 直季君	山口 晋君
神谷 裕君	山田 勝彦君
山岡 達丸君	小山 展弘君
山本 剛正君	堀井 健智君
福田 達夫君	細田 健一君
宗清 皇一君	宮路 拓馬君
経済産業委員	
辞任	補欠
國場幸之助君	神田 潤一君
細田 健一君	根本 幸典君
松本 洋平君	勝目 康君
山岡 達丸君	荒井 優君
根本 幸典君	中川 郁子君
勝目 康君	松本 洋平君
神田 潤一君	國場幸之助君
中川 郁子君	細田 健一君
荒井 優君	山岡 達丸君
国土交通委員	
辞任	補欠
泉田 裕彦君	塩崎 彰久君
末次 精一君	荒井 優君
荒井 優君	青山 大人君
青山 大人君	石川 香織君
塩崎 彰久君	泉田 裕彦君
石川 香織君	末次 精一君
(理事補欠選任)	
去る二日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に關する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。	
理事 山本 剛正君 (理事浦野靖人君去る二日理事辞任につきその補欠)	

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任	補欠
吉田 豊史君	遠藤 良太君

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任	補欠
斎藤 洋明君	山口 晋君
鳩山 二郎君	西野 太亮君
穂坂 泰君	小寺 裕雄君
牧島かれん君	八木 哲也君
小寺 裕雄君	穂坂 泰君
西野 太亮君	鳩山 二郎君
八木 哲也君	牧島かれん君
山口 晋君	斎藤 洋明君

(議案提出)

一、去る二日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案
(内閣委員長提出)

(議案受領)

一、去る一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国の儀式として行う葬儀に関する法律案

(議案付託)

一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

民法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二号)

法務委員会 付託

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「家事使用人が労働基準法の適用外であることに關する質問主意書(阿部知子君提出)」

(答弁書受領)

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員緒方林太郎君提出民法の解釈に関する質問に対する答弁書

衆議院議員たがや亮君提出国葬の運営会社の入札に関する質問に対する答弁書

令和四年十月二十日提出
質問 第二一一号

民法の解釈に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

民法の解釈に関する質問主意書

民法第七百九条の不法行為や民法第七百十五条の使用者責任に関する規定は、禁止規範又は命令規範か。

右質問する。

内閣衆質二一〇第二一号

令和四年十一月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員緒方林太郎君提出民法の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出民法の解釈に

関する質問に対する答弁書

お尋ねの「禁止規範」及び「命令規範」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、御指摘の民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百九条及び第七百十五条は、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した場合に損害賠償責任が発生する旨などを定めているものであり、これらの規定に該当するような行為を抑止する機能を有していると考えられる。

令和四年十月二十一日提出
質問 第二一二号

国葬の運営会社の入札に関する質問主意書

提出者 たがや 亮

国葬の運営会社の入札に関する質問主意書

一 故安倍晋三・元総理大臣の国葬の式典を運営(企画・演出及び警備等業務)する会社の入札条件に、「過去五年以内に、皇族、内閣総理大臣、衆・参両院議長及び最高裁判所長官の全て又はこれと同等の出席があった式典等要人等を含む一千人以上が出席」における当該業務に類似する業務(企画・演出及び警備)を行った実績(一回以上)とある。

1 右の条件を満たすイベントは、過去五年間に何件あったか。

2 1のイベントがあった場合、各々のイベントの運営は、どの会社が受注しているのか。

二 岸田総理大臣は、国葬の企画などの業務に関して、「(日本)武道館でこうした事業を担うことができる業者」というのは、四社ほどに限られているということも聞いている」と述べている。(九月四日・新潟での会見)

1 この「四社ほど」とはどの会社か。

2 四社しか事業が担えないのであれば、なぜ指名競争入札にできなかったのか。理由を問う。

右質問する。

内閣衆質二一〇第二二号

令和四年十一月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員たがや亮君提出国葬の運営会社の入札に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員たがや亮君提出国葬の運営会社の入札に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「右の条件を満たすイベント」については、網羅的に把握していないが、平成二十九年八月十七日から故安倍晋三国葬儀における企画・演出及び警備等業務に係る入札公告の前日である令和四年八月十六日までの間において行われた「右の条件を満たすイベント」で、政府が民間事業者に当該業務に類似する業務を委託したものととしては、例えば、平成三十年、令和元年、令和二年及び令和四年に開催した全国戦没者追悼式並びに沖縄復帰五十周年記念式典が該当するものと考えている。その上で、全国戦没者追悼式についてはいずれも株式会社ムラヤマに設営等一式を委託し、沖縄復帰五十周年記念式典については東京会場に係る企画・演出、運営及び警備等業務を株式会社電通沖縄及び株式会社電通ライブに委託している。

二 について

御指摘の発言は、公益財団法人日本武道館が、同法人が運営する日本武道館内で設営を行う事業者として指定しているものが四社であることを念頭に述べたものであるが、政府として指定したものではない事業者に関する情報であることから、お尋ねの「どの会社か」についてお答えすることは差し控えたい。

国の契約は、一般競争入札が原則であるところ、故安倍晋三国葬儀における企画・演出及び警備等業務については、入札参加者が御指摘の「四社」に限られるのではなく、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条の第三項に規定する契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合に該当しないことから、同条第一項等の規定に従い、一般競争入札による調達を行ったところである。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

令和四年十月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

別表報酬月額額の欄中「二七七、六〇〇円」を「二七八、〇〇〇円」に、「二五六、三〇〇円」を「二五八、〇〇〇円」に、「二四七、四〇〇円」を「二四九、二〇〇円」に、「二四〇、八〇〇円」を「二四三、四〇〇円」に、「二三四、九〇〇円」を「二三七、七〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律

による改正後の裁判官の報酬等に関する法律
(次項において「新法」という。)の規定は、令和
四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 新法の規定を適用する場合においては、この
法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法
律の規定に基づいて支給された報酬その他の給
与は、新法の規定による報酬その他の給与の内
払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報
酬月額の設定を行う必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般の政府職員について、令和四年
度の給与改定のため、若年層の俸給月額を引き
上げることに伴い、八号以下の報酬を受ける判
事補等の報酬月額についても、これに準じて引
き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、令
和四年四月一日に遡って適用することとしてい
る。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、
裁判官の報酬月額の設定を行うおとするもの
で、その措置は妥当なものと認め、これを可決
すべきものと議決した次第である。

令和四年十一月四日 衆議院会議録第六号

三 経費

本案施行に伴う令和四年度の給与改定に要す
る経費は、約二億二千万円である。
右報告する。

令和四年十一月二日

法務委員長 伊藤 忠彦

衆議院議長 細田 博之殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正す
る法律案

右
国会に提出する。

令和四年十月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正
する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法
律第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表俸給月額の欄中「二七、六〇〇円」を「二
七、八〇〇円」に、「二五、三〇〇円」を「二五
八、〇〇〇円」に、「二四、四〇〇円」を「二四
九、二〇〇円」に、「二四〇、八〇〇円」を「二四
三、四〇〇円」に、「二三四、九〇〇円」を「二三
七、七〇〇円」に、「二三三、六〇〇円」を「二三
六、五〇〇円」に、「二二五、八〇〇円」を「二二
八、八〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律
による改正後の検察官の俸給等に関する法律
(次項において「新法」という。)の規定は、令和
四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 新法の規定を適用する場合においては、この
法律による改正前の検察官の俸給等に関する法
律の規定に基づいて支給された俸給その他の給
与は、新法の規定による俸給その他の給与の内
払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸
給月額の設定を行う必要がある。これが、この法
律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般の政府職員について、令和四年
度の給与改定のため、若年層の俸給月額を引き
上げることに伴い、十六号以下の俸給を受ける
検事等の俸給月額についても、これに準じて引
き上げるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行し、令
和四年四月一日に遡って適用することとしてい
る。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、
検察官の俸給月額の設定を行うおとするもの
で、その措置は妥当なものと認め、これを可決
すべきものと議決した次第である。

三 経費

本案施行に伴う令和四年度の給与改定に要す
る経費は、約一億五千六百万円である。
右報告する。

令和四年十一月二日

法務委員長 伊藤 忠彦

衆議院議長 細田 博之殿

競馬法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

令和四年十月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

競馬法の一部を改正する法律

競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部
を次のように改正する。

目次中「第二十三条の四十六」を「第二十三条の
四十七」に、「第三十四条」を「第三十八条」に改め
る。

第二十三条の七第一項及び第二項第二号中「収
支の改善」を「経営基盤の強化」に改め、同項第三
号中「行」の下に「競走体系の整備に向けた」を加
え、同項第四号中「の事業」の下に「競走馬の競
走能力の向上を図るための事業」を加え、同条第
四項第二号中「収支の改善」を「経営基盤の強化」に
改める。

第二十三条の八第一項中「第二十三条の三十六
第一項第八号」を「第二十三条の三十六第一項第九
号」に改め、同条第二項中「以下」を「第二十三条の
三十六第一項第九号及び第十号において」に改め
る。

第二十三条の十八第五号中「第二十三条の三十
六第一項第五号」を「第二十三条の三十六第一項第
六号」に改める。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
競馬法の一部を改正する法律案及び同報告書

第二十三条の三十六第一項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、同項第九号中「馬」を「前号に掲げるもののほか、馬」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。 十 地方競馬における競走馬の需要の変化、認定競馬活性化計画の実施その他の地方競馬をめぐる情勢の変化に対応して行う競走馬の生産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。	号」を「第二十三条の三十六第一項第十号及び第十一号」に改める。 第二十三条の三十八第二項第三号中「第二十三条の三十六第一項第五号」の下に「及び第六号」を加え、同項第四号中「第二十三条の三十六第一項第六号」を「第二十三条の三十六第一項第七号」に改め、同項第五号中「第二十三条の三十六第一項第八号及び第九号」を「第二十三条の三十六第一項第九号から第十一号まで」に改める。	（競馬活性化業務及び競走馬生産振興業務に必要な資金の確保） 第二十三条の四十四 協会は、地方競馬の事業の経営基盤の強化を図るために必要がある場合には、競馬活性化業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を前条第一号に定める畜産振興勘定から同条第二号に定める競馬活性化勘定に繰り入れることができる。 2 農林水産大臣は、前項の規定による繰入れが、第二十三条の四十二各号に掲げる業務の遂行に支障がなく、かつ、競馬活性化業務を通じて地方競馬の事業の経営基盤の強化に必要であると認められる場合に限り、同項の承認をするものとする。	第三十四条 第三十条第三号の場合において勝馬投票類似の行為をした者（第二十九条の第二一項の規定による許可を受けた場合を除く。）は、百万円以下の罰金に処する。 第三十五条 第二十八条又は第二十九条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定により勝馬投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者（その相手方が発売者であるときは、その発売に係る行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。） 附則第八条の見出し中「協会の行う業務」を「競馬活性化業務」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「日本中央競馬会」を「第二十三条の四十四第三項に定めるもののほか、日本中央競馬会」に、「令和四事業年度」を「令和九事業年度」に、「次に掲げる業務」を「競馬活性化業務」に改め、「それぞれ」を削り、同項各号を削り、同項を同条とする。 附則中第九条を削り、第十条を第九条とする。 附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第八条第二項の改正規定（令和四事業年度）を「令和九事業年度」に改める部分に限る。）及び附則第四条の規定 公布の日 二 目次の改正規定（第三十四条を「第三十八条」に改める部分に限る。）、第二十三条の三十六の次に一条を加える改正規定、第二十四
第二十三条の三十六第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「関し」の下に「競走体系の整備その他の観点から」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。 五 都道府県又は指定市町村に対して地方競馬の公正な実施を確保するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。	第二十三条の三十六第三項中「第一項第十二号」を「第一項第十四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。 （情報の提供の求め） 第二十三条の三十六の二 協会は、都道府県若しくは指定市町村又は第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた都道府県若しくは市町村、日本中央競馬会若しくは私人に対し、前条第一項第二号に掲げる業務を適正に行うために必要となる調教師又は騎手に関する情報の提供を求めることができる。 第二十三条の三十七第一項中「前条第一項第九	三 第二十三条の三十六第一項第十号に掲げる業務（次条第三項において「競走馬生産振興業務」という。）及びこれに附帯する業務に係る経理 競走馬生産振興勘定 第三章中第二十三条の四十六を第二十三条の四十七とし、第二十三条の四十五を第二十三条の四十六とし、第二十三条の四十四を第二十三条の四十五とし、第二十三条の四十三の次に次の一条を加える。	
第二十三条の三十六第一項中「第一項第十二号」を「第一項第十四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。 （情報の提供の求め） 第二十三条の三十六の二 協会は、都道府県若しくは指定市町村又は第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務の委託を受けた都道府県若しくは市町村、日本中央競馬会若しくは私人に対し、前条第一項第二号に掲げる業務を適正に行うために必要となる調教師又は騎手に関する情報の提供を求めることができる。 第二十三条の三十七第一項中「前条第一項第九	号」を「第二十三条の三十六第一項第十号及び第十一号」に改める。 第二十三条の三十八第二項第三号中「第二十三条の三十六第一項第五号」の下に「及び第六号」を加え、同項第四号中「第二十三条の三十六第一項第六号」を「第二十三条の三十六第一項第七号」に改め、同項第五号中「第二十三条の三十六第一項第八号及び第九号」を「第二十三条の三十六第一項第九号から第十一号まで」に改める。	3 日本中央競馬会は、日本中央競馬会法第二十九条の二第五項の規定にかかわらず、協会が行う競走馬生産振興業務に必要な経費の財源に充てるため、同条第一項の特別振興資金から農林水産大臣の定める金額を協会に交付するものとする。 第二十四条及び第二十五条第三項中「公正」の下に「を確保し、又は競馬の円滑な実施」を加える。 第三十三条及び第三十四条を削り、第三十二条の十を第三十八条とする。 第三十二条の九第五号中「第二十三条の四十五」を「第二十三条の四十六第二項」に改め、同条を第三十七条とし、第三十二条の八を第三十六条とする。 第三十二条の七の次に次の三条を加える。 第三十三条 第二十九条の規定に違反した者は、二百万円以下の罰金に処する。	

条及び第二十五条第三項の改正規定、第三十三条及び第三十四条を削り、第三十二条の十を第三十八条とする改正規定、第三十二条の九を第三十七条とし、第三十二条の八を第三十六条とする改正規定並びに第三十二条の七の次に三条を加える改正規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 (前条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までとの間の読替え) 第二条 この法律の施行の日から前条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの法律による改正後の第二十三条の三十七第一項の規定の適用については、同項中「第二十三条の三十六第一項第十号」とあるのは、「前条第一項第十号」とする。 (罰則に関する経過措置) 第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 理由 競馬の健全な発展を図るとともに、競馬に対する国民の信頼を確保するため、競馬活性化計画の目的及び記載事項の見直し、地方競馬全国協会の資金確保措置の恒久化及び延長並びに競馬の公正かつ円滑な実施を確保するために必要な措置の充実等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、競馬の健全な発展を図るとともに、競馬に対する国民の信頼を確保するため、競馬活性化計画の目的及び記載事項の見直し、時限措置とされている地方競馬全国協会(以下「協会」という。)の資金確保措置の恒久化及び延長並びに競馬の公正かつ円滑な実施を確保するために必要な措置の充実等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。 1 競馬活性化計画の目的及び記載事項の見直し 競馬活性化計画の目的を「事業の経営基盤の強化を図ること」とすること。また、競馬活性化計画の記載事項として、「競走体系の整備」及び「競走馬の競走能力の向上を図るための事業」を位置付けること。 2 協会の業務の追加等 協会の業務に、都道府県又は指定市町村に対して地方競馬の公正な実施を確保するために必要な支援を行うことを追加すること。また、協会は、都道府県若しくは指定市町村又は競馬の実施に関する事務の委託を受けた都道府県若しくは市町村、日本中央競馬会若しくは私人に対し、免許業務を適正に行うために必要となる調教師又は騎手に関する情報の提供を求めることができることとする。 3 協会の資金確保措置の恒久化及び延長 (一) 協会が地方競馬の活性化を図るために行う業務に必要な資金を確保するため、畜産振興勘定から競馬活性化勘定への資金の繰	入措置を恒久化するとともに、日本中央競馬会の特別振興資金から協会の競馬活性化勘定への資金の交付措置の期限を五年間延長し、令和九事業年度までとすること。 (二) 協会が競走馬の生産の振興を図るために行う業務に必要な資金を確保するため、日本中央競馬会の特別振興資金から協会の競走馬生産振興勘定への資金の交付措置を恒久化すること。 4 競馬の円滑な実施を確保するために必要な措置の充実 日本中央競馬会又は都道府県若しくは指定市町村が競馬の円滑な実施を確保するため必要があるとき必要な処分を行うことができるよう、政令委任事項等に「競馬の円滑な実施を確保するため必要な事項」を追加すること。 5 罰則の強化 競馬関係者による勝馬投票券の購入又は譲受けに関する罰金を「百万円以下」から「二百万円以下」に引き上げることとする。 6 施行期日 この法律は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行すること。 二 議案の可決理由 本案は、競馬の健全な発展を図るとともに、競馬に対する国民の信頼を確保するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 右報告する。	令和四年十一月二日 農林水産委員長 笹川 博義 衆議院議長 細田 博之殿 (別紙) 競馬法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 地方競馬は、競馬活性化計画に基づき、主催者が収支改善のための取組を実施してきた結果、令和二年度には二十九年ぶりに売得金が九千億円を超えるなど、その売上は堅調な状況にある。引き続き堅調な売上を維持するためには、地方競馬の魅力の更なる向上、施設の老朽化への対応、馬産地の生産基盤の強化等が必要である。 一方、競馬関係者による不適切事案の発生は、競馬に対する国民の信頼が揺らぎかねない状況を生じさせた。 こうした状況を踏まえ、地方競馬がこれまで畜産振興や地域経済等に重要な役割を果たしてきたことに鑑み、更に地方競馬の振興を図るとともに、競馬に対する国民の信頼を確保していく必要がある。 よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。 記 一 地方競馬への支援措置の拡充に当たっては、長期にわたり計画的に競馬活性化事業を実施することにより地方競馬の経営基盤の強化を図られ、地方競馬が畜産振興及び地方財政の改善に一層貢献できるよう指導すること。また、畜産振興勘定から競馬活性化勘定への繰入れに当たっては、法律の趣旨である畜産振興への寄与が阻害されないよう十分配慮すること。
---	--	--	---

二 馬産地への支援の恒久化に当たっては、長期にわたり計画的に競走馬生産振興事業を実施することにより馬産地の生産基盤の強化を図られ、競走馬の安定供給と強い馬づくりが推進されるよう指導すること。

三 競馬の売上げの一部が畜産振興、社会福祉事業等への貢献及び地方財政の改善に活用されていることについて、国民一般の理解が一層深まるよう努めること。また、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進すること。

四 日本中央競馬会のレース映像提供施設に関しては、地方公共団体や広く地域の理解を得て設置するよう指導すること。

五 売得金に占めるインターネット投票等の割合が年々増加する中であって、競馬場の入場者数の増加は、競馬関連事業の継続発展や雇用を創出するなど地域経済へ寄与することが見込まれるため、家族連れで入場しやすい親しみのある競馬場づくり、ファンサービスの向上、競馬場周辺の観光との連携等来場促進の取組がなされるよう指導すること。

六 競馬における職場環境の整備が競馬の魅力の更なる向上に果たす役割に鑑み、警備員や厩舎で雇用される厩務員なども含めた全ての競馬事業に従事する者の処遇や職場環境が改善するよう努めること。

七 本法に基づく地方競馬全国協会の資金確保措置による地方競馬の経営基盤の強化の状況を常に分析・検証し、その結果を公開するとともに、これに基づき、地方競馬の振興の在り方について必要な措置の検討を進めること。

八 競馬関係団体間の密接な協力連携体制を構築し、競馬関係者に対する研修指導を強化すること等を通じて不適切事案の未然防止を図り、競馬に対する国民の信頼を確保すること。

九 引退した競走馬の多様な利活用による社会貢献等の観点からも命ある馬が可能な限り充実したセカンドキャリアを送ることができるようになることの重要性に鑑み、こうした取組に対する競馬関係者による支援の拡充を促し、取組内容の充実が図られるよう指導すること。右決議する。

港灣法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

令和四年十月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

港灣法の一部を改正する法律

第一条 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 雑則(第四十四条―第六十六条

」第八章 港灣の適正な管理運営等に関する

第一章 港灣の利用に関する要請(第一

第二章 港灣の情報提供施設協定の

第三章 港灣の環境整備計画(第五十

第四章 港灣の環境整備計画(第五十

第五章 港灣の環境整備計画(第五十

第六章 港灣の環境整備計画(第五十

第七章 港灣の環境整備計画(第五十

第八章 港灣の環境整備計画(第五十

第九章 港灣の環境整備計画(第五十

第十章 港灣の環境整備計画(第五十

第十一章 港灣の環境整備計画(第五十

第十二章 港灣の環境整備計画(第五十

第十三章 港灣の環境整備計画(第五十

第十四章 港灣の環境整備計画(第五十

第十五章 港灣の環境整備計画(第五十

第十六章 港灣の環境整備計画(第五十

第十七章 港灣の環境整備計画(第五十

第十八章 港灣の環境整備計画(第五十

する措置(第四十五条)

第四十五条(二)

(第四十五条の三)第四十五条の五

の関与(第四十六条・第四十七条)

(第四十八条)第四十八条の四

計画

十条の二(第五十条の五)

の六(第五十条の五)

五十条の十六(第五十条の二二)

条(第五十一条の五)

を図るための措置

事等(第五十二条)第五十四条の二

貸付け(第五十四条の三)第五十五条の二

場合における措置(第五十五条の二)第五

例(第五十五条の五・第五十五条の六)

金の貸付け(第五十五条の七)第五十五条の九

(第五十六条・第五十六条の二)

の基準

務(第五十六条の二)(二)

二の三(第五十六条の二)(二)

関する措置(第五十六条の二)第二十一(第五十

第六十条の五)

に改める。

第十五条の四)

六条の三)

第二条第五項第八号の二中「給油施設及び

給炭施設を」及び動力源の供給の用に供する施

設に改め、同項第十三号中「船舶を」並びに

船舶に、「給油及び給炭の用に供する船舶及び

び車両」を「及び動力源の供給に改め、同条第

七項中「汚泥」を「汚泥」に、「たい積」を「堆積」

に、「行なう」を「行う」に改め、同条第九項中

「てい泊する」を「停泊する」に、「積卸」を「積卸

し」に改める。

第三条の二第三項中「ともに」の下に「地球温

暖化の防止及び気候の変動への適応並びに」を

加える。

第二十三条第一項中「第四十五条の二」を「第

五十六條の三の二」に、「属せしめられた」を「属

第五節 港湾に関する情報の管理等

第四十九条の二を第四十八条の二とし、第五十条を第四十八条の三とし、第五十条の二を第四十八条の四とする。

第五十条の三第一項中「且」を「かつ」に改め、同条を第四十九条とし、同条の前に次の節名を付する。

第六節 協議会

第五十条の四第三項中「第一項の協議を行うための会議」を「協議会」に改め、同条を第四十九条の二とする。

第五十条の五第二項中「同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「を「同項中「前三項」とあるのは」に改め、同条を第五十条とし、同条の次に次の章名、一節及び節名を加える。

第九章 港湾の効果的な利用に関する計画

第一節 港湾脱炭素化推進計画

(港湾脱炭素化推進計画の作成)

第五十条の二 港湾管理者は、官民の連携による脱炭素化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガス(同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。)の排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。次項において同じ。)の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画(以下「港湾脱炭素化推進計画」という。)を作成することができる。

2 港湾脱炭素化推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進に関する基本的な方針

二 港湾脱炭素化推進計画の目標

三 前号の目標を達成するために行う港湾における脱炭素化の促進に資する事業(以下「港湾脱炭素化促進事業」という。)及びその実施主体に関する事項

四 港湾脱炭素化推進計画の達成状況の評価に関する事項

五 計画期間

六 前各号に掲げるもののほか、港湾脱炭素化推進計画の実施に關し当該港湾管理者が必要と認める事項

3 前項第三号に掲げる事項には、港湾脱炭素化促進事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。

一 第二条第六項の規定による認定の申請を行うおととする施設に関する事項

二 第三十七条第一項の許可を要する行為に關する事項

三 第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出を要する行為に関する事項

四 第五十四条の三第二項の認定を受けるために必要な同条第一項に規定する特定埠頭の運営の事業に関する事項

五 第五十五条の七第一項の規定による同項の政令で定める基準に適合する者である旨の認定を受けるために必要な同条第二項に規定する特定用途港湾施設の建設又は改良を行う者に関する事項

4 港湾脱炭素化推進計画は、基本方針に適合したものではない。

5 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に第二項第三号に掲げる事項を定めるときは、あ

らかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

6 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に第三項第一号又は第五号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。

7 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に第三項第四号に掲げる事項を定める場合において、当該事項に係る第五十四条の三第一項に規定する特定埠頭が次に掲げる港湾施設を含むものであるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。

一 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産である港湾施設

二 その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産である港湾施設

8 前項に定めるもののほか、港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画に第三項第四号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該事項について第五十四条の三第四項に規定する措置を講じなければならない。

9 港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣及び第二項第三号の実施主体に送付しなければならない。

10 国土交通大臣は、前項の規定により港湾脱炭素化推進計画の送付を受けたときは、当該港湾管理者に対し、必要な助言をすることができる。

11 第五項から前項までの規定は、港湾脱炭素化推進計画の変更について準用する。

(港湾脱炭素化推進協議会)

第五十条の三 港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理者は、港湾脱炭素化推進

計画の作成及び実施に關し必要な協議を行うため、港湾脱炭素化推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理者

二 港湾脱炭素化推進計画に定めようとする港湾脱炭素化促進事業を実施すると見込まれる者

三 關係する地方公共団体

四 当該港湾の利用者、学識経験者その他の当該港湾管理者が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する港湾管理者は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第二号に掲げる者であつて協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

5 国土交通大臣は、港湾脱炭素化推進計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

6 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

(港湾脱炭素化推進計画に係る港湾施設等の認定等の特例)

第五十条の四 第五十条の二第三項第一号に掲げる事項が定められた港湾脱炭素化推進計画が同条第九項(同条第十一項において準用す

2 第五十条の二第三項第二号、第四号又は第

る旨の認定があつたものとみなす。

項の規定により公表されたときは、第三十八

(脱炭素化推進地区)

進地区』という。）を定めることができる。

る字句とする。

第四十条第一項	ものを	もの(第五十条の五第一項に規定する脱炭素化推進地区の区域内においては、当該脱炭素化推進地区に係る第五十条の二第一項に規定する港湾脱炭素化推進計画の目標の達成に資するものとして当該地方公共団体の条例で定めるものを除き、当該脱炭素化推進地区の目的を著しく阻害する建築物その他の構造物であつて当該条例で定めるものを含む。以下「特定構造物」という。)を
第四十条の二第一項	当該条例で定める建築物	特定建築物
第四十一条第一項	同項の条例で定める建築物 その条例に定められたもの	特定建築物 特定構造物
第四十一条第一項	当該分区分	当該分区分又は当該脱炭素化推進地区

第二節 特定利用推進計画

「当該特定港湾管理者」に改める。

り、同項に次の一号を加える。

要と認める者

中「第一項」とあるのは「第五十条の七第一項」

中「前三項」とあるのは「に改める」

利用推進計画に係る「港湾区域」に改める。

第五十条の十五の次に次の節名を付する。

第三節 國際旅客船拠点形成計画

「理者」に改める。

える。

第五十条の二十二の次に次の節名を付する

第四節 港灣環境整備計画

第五十一条を次のように改める。

るものに限る。以下「緑地等」という。）につい

で第五十一条の三第一項の規定による貸付け(次項及び次条第三項において単に「貸付け」という。)を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾の環境の整備に関する事業の実施に関する計画(以下「港湾環境整備計画」という。)を作成し、当該港湾の港湾管理者(以下この節において単に「港湾管理者」という。)の認定を申請することができる。

2 港湾環境整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 貸付けを受けようとする緑地等の区域
- 二 緑地等の貸付けを受けようとする期間
- 三 第一号の区域において整備する飲食店、売店その他の施設であつて、当該施設から生ずる収益の一部を次号に規定する港湾施設の整備に要する費用の全部又は一部に充てることができるものと認められるものに関する事項
- 四 第一号の区域において整備する休憩所、案内施設その他の港湾の環境の向上に資する港湾施設に関する事項
- 五 前二号に掲げるもののほか、第一号の区域において行う緑地等の維持その他の港湾の環境の整備に関する事業に関する事項
- 六 資金計画及び収支計画

3 前項第三号及び第四号に掲げる事項には、同項第三号又は第四号に規定する施設の整備の実施に係る第三十七条第一項の許可を要する行為に関する事項を記載することができ、第五十一条の次に次の四条並びに章名及び節名を加える。

(港湾環境整備計画の認定等)

第五十一条の二 港湾管理者は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る港湾環境整備計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該港湾環境整備計画の内容が当該港湾の港湾計画に適合するものであること。
 - 二 当該港湾環境整備計画の実施が港湾の環境の向上に資すると認められるものであること。
 - 三 当該港湾環境整備計画の内容が当該港湾の利用又は保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること。
 - 四 当該港湾環境整備計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 2 港湾管理者は、前条第一項の規定による認定の申請に係る港湾環境整備計画に記載された同条第二項第一号の区域に次に掲げる緑地又は広場が含まれる場合において、前項の認定をするときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。
- 一 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産である緑地又は広場
 - 二 その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産である緑地又は広場
- 3 前項に定めるもののほか、港湾管理者は、第一項の認定をするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該認定を申請した者の氏名又は名称及び前条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要を公衆の縦覧に供することその他の緑地等の貸付けが公正な手続に従つて行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 港湾管理者は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた者の氏名又は名称、前条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

5 第一項の認定を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)は、当該認定を受けた港湾環境整備計画を変更しようとする場合においては、港湾管理者の認定を受けなければならない。

6 第一項から第四項までの規定は、前項の規定による港湾環境整備計画の変更の認定について準用する。

(港湾環境整備計画に係る行政財産の貸付けの特例)

第五十一条の三 港湾管理者は、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、前条第一項の認定を受けた港湾環境整備計画(同条第五項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項において「認定計画」という。)に記載された第五十一条第二項第一号に規定する緑地等を認定計画実施者に貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付けについては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四条並びに借地借家法(平成三年法律第九十号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

3 国有財産法第二十一条第一項第二号に係る部分を除く。、第二十三条及び第二十四条並びに地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項ま

での規定は、第一項の規定による貸付けについて準用する。

4 第一項の規定により港湾管理者が緑地等を認定計画実施者に貸し付ける場合における第四十六条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「又は貸付け」とあるのは、「貸付け」と、「場合は」とあるのは「場合又は第五十一条の三第一項の規定により貸付けをする場合は」とする。

5 第五十一条第三項に規定する事項が記載された港湾環境整備計画が前条第一項又は第五項の認定を受けたときは、当該認定の日当該事項に係る認定計画実施者に対する第三十七条第一項の許可があつたものとみなす。

(港湾環境整備計画に係る勧告及び認定の取消)

第五十一条の四 港湾管理者は、認定計画が第五十一条の二第一項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定計画実施者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 港湾管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、第五十一条の二第一項又は第五項の認定を取り消すことができる。

3 港湾管理者は、第五十一条の二第二項の規定により国土交通大臣の同意を得た港湾環境整備計画について前項の規定による認定の取消しをしたときは、速やかに、国土交通大臣にその旨を通知しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第五十一条の五 この節に定めるもののほか、第五十一条の三第一項の規定による貸付けに関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第十章 港湾等の機能の維持及び増進を図るための措置

第一節 国土交通大臣がする港湾工事等

第五十四条の二の次に次の節名を付する。

第二節 埠頭を構成する行政財産の貸付け

第五十四条の三第八項中「(明治二十九年法律第八十九号)及び(平成三年法律第九十号)」を削る。

第五十五条の二の次に次の節名を付する。

第三節 公用負担及び非常災害等の場合における措置

第五十五条の二の二第一項及び第二項中「職員」の下に「又はその委任した者」を加え、同条第四項中「の職員は、同項」を削り、「立ち入る場合にはを」を「立ち入ろうとする者は」に改める。

第五十五条の三の三の見出し中「非常災害」を「非常災害等」に改め、同条第一項中「非常災害」の下に「世界的規模の感染症の流行その他の港湾の機能を著しく損なうおそれのある事象(以下この項において「非常災害等」という。))」を加え、「非常災害の」を「非常災害等の」に改める。

第五十五条の四の次に次の節名を付する。

第四節 港湾工事の費用の負担の特例

第五十五条の六の次に次の節名を付する。

第五節 港湾施設の建設等に係る資金の貸付け

第五十五条の九の次に次の節名を付する。

第六節 港湾区域の定めのない港湾

第五十六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「港湾区域の定めのない港湾に係る水域の占用等の許可」を付する。

第五十六条の二に見出しとして「港湾区域の定めのない港湾に係る水域内の禁止行為」を付し、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第十一章 港湾の施設に関する技術上の基準

第一節 技術基準対象施設の適合義務

第五十六条の二の二の見出しを削り、同条の次に次の節名を付する。

第二節 登録確認機関

第五十六条の二の二十の次に次の節名を付する。

第三節 特定技術基準対象施設等に関する措置

第五十六条の三の次に次の章名及び二条を加える。

第十二章 雑則

(地方公共団体の事務の委任)

第五十六条の三の二、港務局を組織する地方公共団体は、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する事務(法律又は政令により当該地方公共団体が処理することとされる事務を除く。)を港務局の委員会の委員長に委任することができる。ただし、義務を課し、又は権利を制限する事務を委任するには、条例によらなければならない。

(港湾管理者の設立に係る勧告)

第五十六条の三の三 国土交通大臣は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において、港湾の開発、利用又は保全に関し特に必要があると認めるときは、港湾管理者を設けるべきことを関係地方公共団体に対し勧告することができる。

第五十六条の四第二項中「第四十一条第一項」を「若しくは第四十一条第一項(これらの規定を第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五十九条第二項において同じ。))」に改める。

第五十九条第三項中「第四十五条の二」を「第五十六条の三の二」に改める。

第六十条第五号中「第五十一条」を「第五十六条の三の三」に、「設くべき」を「設けるべき」に改める。

第六十条の五の次に次の章名を付する。

第十三章 罰則

第六十一条の前の見出しを削る。

第二条 港湾法の一部を次のように改正する。

第四十八条の四第一項に次の二号を加える。

四 港湾において取り扱われる貨物に係る情報であつて国土交通省令で定めるもの(第六項第四号において「港湾取扱貨物情報」という。)の授受を迅速かつ的確に行うことにより港湾における当該貨物の運送の効率化を促進するためのもの

五 港湾施設の位置、種類及び構造に関する情報その他の港湾の開発、保全及び管理に必要な情報であつて国土交通省令で定めるもの(以下この条において「港湾施設等情報」という。)の収集、整理及び提供により港湾の開発、保全及び管理を効率的に実施するためのもの

第四十八条の四第二項中「除く。又は」を「除く。」に改め、「照合を受ける者」の下に「同項第四号の電子情報処理組織を使用する者又は同項第五号の電子情報処理組織による港湾施設等情報の提供を受ける者(国及び港湾管理者を除く。))」を加え、同条第六項中「それぞれ」を削り、同項に次の二号を加える。

四 第一項第四号に掲げるもの 国土交通大臣の指定する電子計算機と港湾取扱貨物情報を授受する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

五 第一項第五号に掲げるもの 国土交通大臣の指定する電子計算機と港湾施設等情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方交付税法の一部改正)

第四条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項の表第七号中「第四十九条の二第一項」を「第四十八条の二第二項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二十一項中「令和二年四月一日」を「港湾法の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日」に、「償却資産で」を「償却資産(同項第六号に掲げる荷さばき施設のうち軌道走行式荷役機械及び同項第十二号に掲げる移動式施設のうち移動式荷役機械にあつては、同法第五十条の二第二項第三号に規定する港湾脱炭素化促進事業により取得されたものに限る。で)」に改め、同条第二十八項中「港湾法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十一号)附則第一条第一号に掲げる規定」を「港湾法の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)に、「償却資産で」を「償却資産(同項第六号に掲げる荷さばき施設のうち固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械にあつては、同法第五十条の二第二項第三号に規定する港湾脱炭素化促進事業により取得されたものに限る。で)」に改め、同条に次の一項を加える。

45 港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社が同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾又は同項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものにおいて、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて港湾法の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に港湾法第五十条の二第二項第三号に規定する港湾脱炭素化促進事業により取得した同法第二条第五項第八号の二に掲げる船舶役務用施設のうち船舶のための動力源の供給の用に供する施設の用に供する償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定

にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の地方税法(以下この条において「新地方税法」という。)附則第十五条第二十一項の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に取得される同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する施行日の属する年の翌年の一月一日(施行日が一月一日である場合には、同日。以下この条において同じ。)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和二年四月一日から施行日の前日までの間に取得された前条の規定による改正前の地方税法(次項において「旧地方税法」という。)附則第十五条第二十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新地方税法附則第十五条第二十八項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する施行日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、港湾法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十一号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間に取得された旧地方税法附則第十五条第二十八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

3 新地方税法附則第十五条第四十五項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する償却資産に対して課する施行日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(自衛隊法及び都市計画法の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「第四十条第一項」の下に「同法第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加える。

一 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第一百五十五条の八第四項
二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十三条第一項第一号イ
(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正)

第八条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号ト中「第五十条第一項」を「第四十八条の三第一項」に、「第五十条の二第一項第一号」を「第四十八条の四第一項第一号」に改める。

第九条第一項第一号中「第五十条の二第六項第一号」を「第四十八条の四第六項第一号」に改める。

理 由

我が国における脱炭素社会の実現に資する港湾の効果的な利用を推進するため、港湾管理者による港湾脱炭素化推進計画の作成、同計画に基づき分区分内の規制を強化し、又は緩和することができ、制度の創設等の措置を講ずるとともに、港湾の機能の安定的な維持及び港湾の管理、利用等の効

率化を図るため、国が港湾施設の管理を自ら行うことができる制度の拡充、行政財産である緑地等の貸付けに係る制度の創設、国が設置し、及び管理する電子情報処理組織の追加等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国における脱炭素社会の実現に資する港湾の効果的な利用を推進するとともに、港湾の機能の安定的な維持及び港湾の管理、利用等の効率化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 港湾における脱炭素化の推進

(一) 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるに当たって、地球温暖化の防止及び気候の変動への適応のため果たすべき港湾等の役割に配慮すること。

(二) 港湾脱炭素化推進計画

(1) 港湾管理者は、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画(以下「港湾脱炭素化推進計画」という。)を作成することができること。

(2) 港湾脱炭素化推進計画は、基本方針に適合したものでなければならぬこと。

(3) 港湾脱炭素化推進計画を作成しようとする港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行

うため、港湾脱炭素化推進協議会を組織することができること。

(4) 港湾脱炭素化推進計画を作成した港湾管理者は、当該港湾脱炭素化推進計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、分区の区域内において、当該目標の達成に資する土地利用の増進を図ることを目的とする脱炭素化推進地区を定めることができ、当該地区の区域内においては、港湾管理者としての地方公共団体は、条例で、当該分区に係る構造物の規制を強化し、又は緩和することができること。

2 港湾の機能の安定的な維持及び港湾の管理、利用等の効率化
(一) 港湾環境整備計画

(1) 港湾において、港湾の環境の整備に関する事業を実施するため、緑地又は広場（行政財産であるものに限る。以下「緑地等」という。）の貸付けを受けようとする者は、港湾の環境の整備に関する事業の実施に関する計画（以下「港湾環境整備計画」という。）を作成し、当該港湾の港湾管理者の認定を申請することができること。

(2) 港湾管理者は、(1)の認定の申請があった場合において、当該申請に係る港湾環境整備計画の内容が一定の基準に適合するものと認めるときは、認定をすることにも、当該認定を受けた港湾環境整備計画に記載された緑地等を、当該認定計画を実施しようとする者に貸し付けることができること。

(二) 国土交通大臣又は港湾管理者が、港湾工事のための調査等を行うためやむを得ない必要があるときにおいて他人の土地に立ち入らせることができる者として、国土交通大臣又は港湾管理者の委任した者を追加すること。

(三) 国土交通大臣が、港湾管理者から要請があり、かつ、当該港湾管理者における業務の実施体制等を勘案して必要があると認めるときに、当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理を行うことができる制度の適用が可能な場合として、世界的規模の感染症の流行等が発生した場合を追加すること。

3 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

我が国における脱炭素社会の実現に資する港湾の効果的な利用を推進するため、港湾管理者による港湾脱炭素化推進計画の作成、同計画に基づき分区内の規制を強化し、又は緩和することとができる制度の創設等の措置を講ずるとともに、港湾の機能の安定的な維持及び港湾の管理、利用等の効率化を図るため、国が港湾施設の管理を自ら行うことができる制度の拡充、行政財産である緑地等の貸付けに係る制度の創設、国が設置し、及び管理する電子情報処理組織の追加等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

令和四年十一月二日
国土交通委員長 木原 稔

衆議院議長 細田 博之殿

(別紙)

港湾法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 港湾における脱炭素化の推進には船社等港湾の利用者による取組も極めて重要であることから、水素やアンモニアを動力源とする船舶の利用見込みやこれらによる脱炭素化の数値目標、効果についても指標として明確化するとともに、これらの船舶の早期実用化に向け必要となる技術開発への支援にも努めること。

二 港湾における脱炭素化の推進のため、地方港湾に対しても、港湾脱炭素化推進計画の策定を促すとともに、事業者が同計画に基づく港湾脱炭素化促進事業により取得する荷役機械に対する税制上の措置のみならず、同計画に伴って整備する港湾設備への補助等の予算措置について検討すること。あわせて、老朽化した港湾施設の更新、周辺道路の整備、航路の浚渫等、港湾管理に必要な事業に対する支援についても充実を図ること。

三 港湾脱炭素化推進計画の実効性確保の観点から、関係事業者の労使双方が港湾脱炭素化推進協議会の構成員として参画できるよう、港湾管理者に配慮を求めること。

四 感染症等のリスク発生時における港湾施設の管理代行が円滑に行われ、その機能が確実に維持されるよう、港湾管理者が要請を行うべき状況を事前に検討し、平常時から連携体制を確立する等十分に備えておくこと。

五 港湾の緑地等の再整備等における民間事業者の活用にあたっては、都市部から離れた港湾にあっても、魅力ある賑わい空間が創出できるよう、アクセス確保の在り方について検討すること。

六 港湾の緑地等の再整備における民間事業者の収益の充実に当たっては、同事業者の意見が十分に反映されるものとなるようにするとともに、認定された港湾環境整備計画以外の再整備等に関しては、民間事業者の収益を充当することがないよう、港湾管理者に配慮を求めること。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和四年十月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正
第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の九五」を「百分の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に改め、同号ロ中「百分の百」を「百分の百五」に改め、同項第二号イ中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改め、同号ロ中「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。
別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職員の 区分	職務の 級		俸 給 月 額	職務の 級		俸 給 月 額	職務の 級		俸 給 月 額	職務の 級		俸 給 月 額	職務の 級		俸 給 月 額	職務の 級		俸 給 月 額	職務の 級		俸 給 月 額		
	1	2		3	4		5	6		7	8		9	10									
1	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700	2	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	2	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700		3	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	3	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900		4	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	4	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700		5	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	5	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500		6	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	6	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100		7	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	7	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700		8	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	8	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400		9	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	9	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800		10	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	10	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700		11	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
2	11	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500	12	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100		
	12	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600		13	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100		
	13	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200		14	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300		
	14	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500		15	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700		
	15											16											
	16											17											
	17											18											
	18											19											
	19											20											
	20											21											
3	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100		
	22	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600		23	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100		
	23											24											
	24											25											
	25											26											
	26											27											
	27											28											
	28											29											
	29											30											
	30											31											

29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		

官 報 (号 外)

再任用職員以外の職員																	444,900		
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800													
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100													
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400													
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700													
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000													
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300													
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600													
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900													
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100													
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400													
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700													
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000													
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200													
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500													
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800													
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000													
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200													
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500													
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800													
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000													
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200													
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500													
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800													
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000													
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200													
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300														
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600														
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800														
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000														
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300														
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600														
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800														

官 報 (号 外)

	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000											
	94		294, 900	342, 600													
	95		295, 200	343, 100													
	96		295, 600	343, 500													
	97		295, 800	343, 700													
	98		296, 100	344, 100													
	99		296, 500	344, 500													
	100		296, 900	344, 800													
	101		297, 100	345, 100													
	102		297, 400	345, 500													
	103		297, 800	345, 900													
	104		298, 100	346, 300													
105	298, 300	346, 800															
106	298, 600	347, 200															
107	299, 000	347, 600															
108	299, 300	348, 000															
109	299, 500	348, 500															
110	299, 900	348, 900															
111	300, 300	349, 200															
112	300, 600	349, 500															
113	300, 800	350, 000															
114	301, 000																
115	301, 300																
116	301, 700																
117	301, 900																
118	302, 100																
119	302, 400																
120	302, 700																
121	303, 100																
122	303, 300																
123	303, 600																
124	303, 900																
125	304, 200																
再任用職員	187, 700								215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900	441, 000	521, 400

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、189, 700円とする。

行政職俸給表(二)						
職員の 区分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5
		級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円
1	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
2	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
3	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
4	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
5	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
6	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
7	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900

29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500	
30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700	
31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000	
32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200	
33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300	
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500	
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600	
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
	44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500	
	46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
	47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
	48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400	
	50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
	51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
	52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800	
	54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
	55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
	56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800	
	58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
	59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
	60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800	
	62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
	63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
	64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900

[illegible]

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職員の 区分	職務 の級		1		2		3		4		5		6		7		8	
	号	俸 給	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
1	1			170,800 円		238,500 円		280,700 円		319,500 円		362,900 円		408,100 円		458,400 円		521,700 円
	2			172,300		240,400		282,900		321,700		365,500		410,500		461,500		524,600
	3			173,900		242,400		285,200		324,000		367,900		413,000		464,500		527,700
	4			175,500		244,100		287,500		326,200		370,500		415,400		467,500		530,800
5	5			177,000		246,100		289,800		328,400		372,400		417,300		470,500		533,900
	6			179,300		248,200		292,200		330,400		374,900		419,600		473,500		536,200
	7			181,600		250,000		294,600		332,600		377,200		421,700		476,500		538,700
	8			183,900		251,900		297,200		334,800		379,700		423,900		479,600		541,100
9	9			185,800		253,800		299,100		336,600		382,100		425,900		482,300		543,500
	10			187,500		255,400		301,600		338,700		384,800		428,000		485,400		545,300
	11			189,100		256,900		303,700		340,600		387,400		430,100		488,400		547,100
	12			190,800		258,300		306,000		342,700		390,100		432,200		491,500		549,000
13	13			192,500		259,700		308,300		344,700		392,500		433,900		494,200		550,700
	14			194,200		261,500		310,300		346,700		394,800		435,700		496,500		552,100
	15			196,000		263,400		312,000		348,700		397,000		437,700		498,800		553,400
	16			197,700		265,000		313,600		350,700		399,400		439,700		501,100		554,500
17	17			199,600		266,500		315,400		352,500		401,200		441,600		503,200		555,800
	18			201,400		268,200		317,600		354,400		403,200		443,400		504,600		556,800
	19			203,200		269,900		319,800		356,300		405,100		445,200		506,100		557,700
	20			205,000		271,800		321,900		358,300		406,900		446,900		507,500		558,600
21	21			206,500		274,100		323,700		360,000		408,800		448,700		508,700		559,500
	22			208,300		276,300		325,700		361,800		410,600		450,200		510,100		
	23			210,100		278,200		327,800		363,800		412,400		451,600		511,600		
	24			211,900		280,400		329,800		365,700		414,300		453,100		513,100		
25	25			213,500		282,200		331,500		367,700		416,100		454,500		514,200		
	26			215,300		284,400		333,600		369,600		417,600		455,800		515,300		
	27			217,100		286,300		335,500		371,600		419,100		457,100		516,500		
	28			218,900		288,200		337,600		373,600		420,700		458,300		517,700		

29	220,300	290,300	339,300	375,500	422,300	459,300	518,700
30	222,100	292,000	341,200	377,400	423,600	460,000	519,600
31	223,800	293,900	343,000	379,300	424,900	460,800	520,500
32	225,600	295,600	344,900	381,000	426,100	461,500	521,400
33	227,000	297,000	346,100	382,400	427,300	462,200	522,200
34	228,700	298,500	348,000	384,000	428,600	463,000	523,100
35	230,300	300,000	349,900	385,500	429,900	463,700	523,800
36	231,800	301,400	351,800	387,100	431,100	464,300	524,300
37	233,100	302,900	353,500	388,600	432,300	464,800	525,000
38	234,600	304,400	355,300	389,500	433,100	465,400	525,600
39	236,100	305,900	357,100	390,600	433,900	466,000	526,400
40	237,500	307,500	358,900	391,600	434,700	466,600	527,000
41	238,400	308,900	360,700	392,600	435,300	467,100	527,500
42	239,800	310,400	362,100	393,800	436,000	467,600	
43	240,800	311,800	363,600	395,000	436,700	468,000	
44	242,200	313,400	365,000	396,100	437,400	468,300	
45	243,500	314,900	366,000	397,000	438,200	468,600	
46	244,500	316,500	367,100	397,700	439,000		
47	245,500	318,000	368,200	398,400	439,400		
48	246,600	319,500	369,200	399,100	440,100		
49	247,800	320,500	370,100	399,600	440,600		
50	248,600	321,700	370,400	400,100	441,000		
51	249,500	322,900	370,900	400,600	441,400		
52	250,400	324,100	371,400	401,000	441,800		
53	251,400	325,100	371,800	401,400	442,200		
54	252,700	326,100	372,400	401,700	442,600		
55	253,900	327,000	373,000	402,000	443,000		
56	255,200	328,000	373,600	402,300	443,300		
57	256,500	328,900	374,200	402,600	443,600		
58	257,900	329,600	374,800	402,900	444,000		
59	259,100	330,400	375,400	403,200	444,300		
60	260,300	331,200	376,000	403,500	444,600		
61	261,300	331,800	376,400	403,800	444,900		
62	262,400	332,300	376,900	404,100			
63	263,600	332,900	377,500	404,400			
64	264,600	333,400	378,100	404,700			

再任用職員以外職員

65	265, 600	333, 900	378, 600	405, 000				
66	266, 600	334, 100	379, 200	405, 300				
67	267, 700	334, 700	379, 500	405, 600				
68	268, 700	335, 300	380, 000	405, 900				
69	269, 900	335, 600	380, 600	406, 100				
70	270, 900	336, 100	381, 100	406, 400				
71	272, 000	336, 500	381, 600	406, 700				
72	273, 100	337, 000	382, 100	407, 000				
73	274, 000	337, 500	382, 600	407, 200				
74	275, 000	338, 000	383, 100	407, 500				
75	275, 900	338, 500	383, 600	407, 800				
76	277, 000	338, 900	384, 000	408, 000				
77	278, 100	339, 100	384, 400	408, 200				
78	279, 100	339, 500	384, 700					
79	279, 900	340, 000	385, 000					
80	280, 900	340, 400	385, 200					
81	281, 400	340, 700	385, 400					
82	282, 300		385, 700					
83	283, 100		386, 000					
84	284, 000		386, 200					
85	285, 000		386, 400					
86	285, 800		386, 700					
87	286, 600		387, 000					
88	287, 400		387, 200					
89	288, 200		387, 400					
90	288, 700							
91	289, 100							
92	289, 600							
93	290, 000							

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、190, 800円とする。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職員の 区分	職務 の級		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	1	2								
1	167,300 円	228,300 円	265,100 円	296,300 円	321,300 円	347,600 円	381,900 円	422,800 円	458,400 円	521,700 円
2	168,800	230,200	266,800	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600	461,500	524,600
3	170,400	232,100	268,200	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500	464,500	527,700
4	172,000	234,000	269,800	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400	467,500	530,800
5	173,600	235,900	271,300	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800	470,500	533,900
6	175,400	237,700	272,900	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500	473,500	536,200
7	177,200	239,500	274,500	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100	476,500	538,700
8	179,100	241,300	276,000	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600	479,600	541,100
9	180,900	242,800	277,000	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200	482,300	543,500
10	182,800	244,600	278,400	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900	485,400	545,300
11	184,700	246,400	279,700	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500	488,400	547,100
12	186,700	248,200	281,000	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100	491,500	549,000
13	188,300	249,800	282,200	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200	494,200	550,700
14	189,900	251,400	283,500	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800	496,500	552,100
15	191,600	252,700	284,700	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600	498,800	553,400
16	193,300	254,200	285,900	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400	501,100	554,500
17	195,000	255,600	287,000	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000	503,200	555,800
18	198,900	257,100	288,500	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800	504,600	556,800
19	203,000	258,400	290,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600	506,100	557,700
20	206,900	259,500	291,800	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300	507,500	558,600
21	210,400	260,900	293,600	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900	508,700	559,500
22	212,200	262,100	295,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600	510,100	
23	213,900	263,400	296,900	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200	511,600	
24	215,700	264,600	298,700	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000	513,100	
25	217,500	265,600	300,300	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500	514,200	
26	219,100	266,700	302,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900	515,300	
27	220,800	267,500	304,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400	516,500	
28	222,400	268,300	305,700	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700	517,700	

29	224,000	269,200	307,200	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900	518,700
30	225,300	269,800	308,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600	519,600
31	226,700	270,600	310,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300	520,500
32	228,000	271,400	312,200	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000	521,400
33	229,300	272,200	313,700	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500	522,200
34	230,500	272,700	315,300	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300	523,100
35	231,600	273,400	316,900	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000	523,800
36	232,800	274,000	318,600	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600	524,300
37	233,700	274,800	320,300	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900	525,000
38	234,800	275,800	322,100	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500	525,600
39	236,000	276,700	323,800	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000	526,400
40	237,200	277,800	325,500	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500	527,000
41	238,200	279,000	327,000	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000	527,500
42	239,400	280,300	328,500	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400	
43	240,600	281,300	329,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800	
44	241,800	282,500	331,100	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200	
45	242,700	283,400	332,000	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500	
46	243,400	284,300	333,400	383,900	403,700	428,000	449,800		
47	244,000	285,300	334,700	385,500	404,800	428,800	450,300		
48	244,700	286,100	336,100	387,200	406,000	429,600	450,800		
49	245,000	286,800	336,700	388,600	407,300	430,100	451,300		
50	245,400	287,700	337,900	389,600	408,100	430,500	451,600		
51	245,900	288,600	339,000	390,600	408,900	430,900	451,900		
52	246,200	289,300	340,100	391,600	409,600	431,200	452,300		
53	246,400	289,900	341,200	392,900	410,100	431,500	452,700		
54	246,700	290,500	342,400	394,000	410,800	431,900	452,900		
55	247,000	291,200	343,600	395,100	411,500	432,200	453,200		
56	247,300	291,900	344,700	396,300	412,100	432,500	453,400		
57	247,500	292,400	345,800	397,600	412,800	432,800	453,800		
58	247,800	293,200	346,900	398,400	413,200	433,100	454,000		
59	248,100	293,700	348,000	399,200	413,800	433,400	454,200		
60	248,400	294,500	349,100	399,900	414,400	433,700	454,400		
61	248,700	295,200	349,700	400,400	414,800	434,000	454,800		
62	249,000	295,700	350,500	401,100	415,400	434,300			
63	249,300	296,200	351,300	401,800	415,900	434,600			
64	249,600	296,600	352,100	402,500	416,400	434,900			

再任用
職員以外
の職員

	65	249, 900	296, 900	352, 600	402, 800	416, 900	435, 200				
	66	250, 200		353, 200	403, 500	417, 500	435, 500				
	67	250, 500		353, 700	404, 200	417, 900	435, 800				
	68	251, 100		354, 300	404, 800	418, 400	436, 100				
	69	251, 700		354, 800	405, 200	418, 800	436, 300				
	70	252, 100		355, 500	405, 700	419, 100	436, 600				
	71	252, 400		356, 200	406, 300	419, 400	436, 900				
	72	252, 700		356, 900	406, 800	419, 700	437, 200				
	73	253, 000		357, 400	407, 300	420, 000	437, 400				
	74			357, 900	407, 700	420, 300	437, 700				
	75			358, 500	408, 200	420, 600	438, 000				
	76			359, 100	408, 700	420, 900	438, 300				
	77			359, 600	409, 200	421, 100	438, 500				
	78			360, 100	409, 700	421, 400	438, 800				
	79			360, 400	410, 300	421, 700	439, 100				
	80			360, 900	410, 800	422, 000	439, 400				
	81			361, 100	411, 200	422, 200	439, 600				
	82			361, 600	411, 800	422, 500	439, 900				
	83			362, 100	412, 300	422, 800	440, 200				
	84			362, 600	412, 500	423, 000	440, 500				
	85			362, 800	412, 800	423, 200	440, 700				
	86				413, 300	423, 500					
	87				413, 600	423, 800					
	88				413, 900	424, 000					
	89				414, 200	424, 200					
	90				414, 600	424, 500					
	91				415, 000	424, 800					
	92				415, 400	425, 000					
	93				415, 700	425, 200					
再任用職員		205, 700	231, 700	279, 400	305, 100	319, 200	342, 800	377, 900	409, 500	451, 700	521, 400

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、217, 800円とする。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額	7 級 俸 給 月 額	8 級 俸 給 月 額	9 級 俸 給 月 額	10 級 俸 給 月 額	11 級 俸 給 月 額
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800	458,400	521,700
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600	461,500	524,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500	464,500	527,700
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400	467,500	530,800
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800	470,500	533,900
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500	473,500	536,200
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100	476,500	538,700
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600	479,600	541,100
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200	482,300	543,500
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900	485,400	545,300
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500	488,400	547,100
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100	491,500	549,000
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200	494,200	550,700
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800	496,500	552,100
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600	498,800	553,400
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400	501,100	554,500
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000	503,200	555,800
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800	504,600	556,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600	506,100	557,700
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300	507,500	558,600
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900	508,700	559,500
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600	510,100	
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200	511,600	
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000	513,100	
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500	514,200	
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900	515,300	
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400	516,500	
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700	517,700	
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900	518,700	
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600	519,600	
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300	520,500	

32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000	521,400
33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500	522,200
34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300	523,100
35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000	523,800
36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600	524,300
37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900	525,000
38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500	525,600
39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000	526,400
40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500	527,000
41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000	527,500
42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400	
43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800	
44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200	
45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500	
46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800		
47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300		
48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800		
49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300		
50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600		
51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900		
52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300		
53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700		
54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900		
55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200		
56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400		
57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800		
58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000		
59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200		
60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400		
61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800		
62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300			
63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600			
64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900			
65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200			
66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500			
67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800			
68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100			

再任職員以外の員									
69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200			
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500			
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800			
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000			
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200			
94	300,600	324,200	350,600	384,200					
95	301,700	325,600	352,100	384,800					
96	303,000	326,900	353,600	385,300					
97	304,100	328,100	354,900	385,700					
98	305,300	329,400	356,100	386,100					
99	306,500	330,700	357,200	386,700					
100	307,700	332,000	358,400	387,200					
101	308,900	333,400	359,500	387,600					
102	309,900	334,300	360,600	388,100					
103	311,000	335,400	361,700	388,700					
104	312,000	336,600	362,900	389,200					
105	312,800	337,700	364,100	389,500					
106	313,400	338,800	364,600	389,900					
107	314,000	339,800	365,200	390,400					
108	314,700	340,900	365,800	390,700					
109	315,200	342,100	366,400	391,000					
110	315,700	343,100	366,900	391,500					

官 報 (号 外)

	111	316, 200	344, 100	367, 400	392, 000								
	112	316, 800	345, 000	367, 900	392, 500								
	113	317, 600	345, 900	368, 300	392, 800								
	114	318, 300	346, 800	368, 700	393, 300								
	115	319, 000	347, 800	369, 300	393, 800								
	116	319, 700	348, 800	369, 800	394, 300								
	117	320, 300	349, 800	370, 200	394, 600								
	118	321, 100	350, 300	370, 700	395, 100								
	119	321, 800	350, 900	371, 300	395, 600								
	120	322, 600	351, 500	371, 800	396, 100								
	121	323, 200	351, 800	372, 000	396, 500								
	122	323, 500	352, 200	372, 500	397, 000								
	123	324, 000	352, 700	373, 000	397, 400								
	124	324, 500	353, 100	373, 400	397, 900								
	125	324, 800	353, 500	373, 900	398, 300								
	126		353, 900	374, 400									
	127		354, 400	374, 900									
	128		354, 800	375, 400									
	129		355, 200	375, 700									
	130		355, 600	376, 200									
	131		356, 000	376, 700									
	132		356, 400	377, 200									
	133		356, 600	377, 500									
	134		357, 100	378, 000									
	135		357, 500	378, 400									
	136		357, 800	378, 800									
	137		358, 100	379, 100									
	138		358, 500	379, 600									
	139		359, 000	380, 100									
	140		359, 500	380, 600									
	141		359, 800	380, 900									
	142		360, 300										
	143		360, 800										
	144		361, 300										
	145		361, 600										
再任用職員		241, 500	253, 200	257, 300	288, 600	305, 100	319, 200	342, 800	377, 900	409, 500	451, 700	521, 400	

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、217, 800円とする。

ロ 公安職俸給表(二)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額	7 級 俸 給 月 額	8 級 俸 給 月 額	9 級 俸 給 月 額	10 級 俸 給 月 額
1 2 3 4	1	167,300 円	228,300 円	265,100 円	296,300 円	321,300 円	347,600 円	381,900 円	422,800 円	458,400 円	521,700 円
	2	168,900	230,200	266,800	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600	461,500	524,600
	3	170,600	232,100	268,200	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500	464,500	527,700
	4	172,300	234,000	269,800	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400	467,500	530,800
5 6 7 8	5	173,900	235,900	271,300	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800	470,500	533,900
	6	175,800	237,700	272,900	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500	473,500	536,200
	7	177,700	239,500	274,500	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100	476,500	538,700
	8	179,700	241,300	276,000	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600	479,600	541,100
9 10 11 12	9	181,700	242,800	277,000	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200	482,300	543,500
	10	183,700	244,600	278,400	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900	485,400	545,300
	11	185,700	246,400	279,700	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500	488,400	547,100
	12	187,700	248,200	281,000	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100	491,500	549,000
13 14 15 16	13	189,400	249,800	282,200	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200	494,200	550,700
	14	191,300	251,400	283,500	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800	496,500	552,100
	15	193,100	252,700	284,700	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600	498,800	553,400
	16	195,000	254,200	285,900	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400	501,100	554,500
17 18 19 20	17	196,800	255,600	287,000	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000	503,200	555,800
	18	200,300	257,100	288,500	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800	504,600	556,800
	19	203,900	258,400	290,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600	506,100	557,700
	20	207,200	259,500	291,800	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300	507,500	558,600
21 22 23 24	21	210,400	260,900	293,600	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900	508,700	559,500
	22	212,200	262,100	295,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600	510,100	
	23	213,900	263,400	296,900	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200	511,600	
	24	215,700	264,600	298,700	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000	513,100	
25 26 27 28	25	217,500	265,600	300,300	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500	514,200	
	26	219,100	266,900	302,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900	515,300	
	27	220,800	267,800	304,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400	516,500	
	28	222,400	268,900	305,700	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700	517,700	
29 30 31 32	29	224,000	270,000	307,200	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900	518,700	
	30	225,300	271,000	308,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600	519,600	
	31	226,700	271,900	310,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300	520,500	
	32	228,000	272,800	312,200	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000	521,400	

33	229,300	273,700	313,700	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500	522,200	
34	230,600	274,600	315,300	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300	523,100	
35	231,900	275,500	316,900	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000	523,800	
36	233,300	276,100	318,600	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600	524,300	
37	234,600	277,200	320,300	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900	525,000	
38	236,000	278,400	322,100	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500	525,600	
39	237,400	279,400	323,800	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000	526,400	
40	238,800	280,700	325,500	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500	527,000	
41	239,900	282,100	327,000	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000	527,500	
42	241,100	283,500	328,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400		
43	242,300	284,700	330,000	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800		
44	243,400	285,800	331,700	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200		
45	244,500	286,900	333,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500		
46	245,600	288,000	334,800	383,900	403,700	428,000	449,800			
47	246,600	289,300	336,200	385,500	404,800	428,800	450,300			
48	247,600	290,400	337,900	387,200	406,000	429,600	450,800			
49	248,500	291,400	338,800	388,600	407,300	430,100	451,300			
50	249,300	292,600	340,300	389,600	408,100	430,500	451,600			
51	250,100	293,800	341,800	390,600	408,900	430,900	451,900			
52	251,000	294,900	343,400	391,600	409,600	431,200	452,300			
53	251,400	296,000	344,800	392,900	410,100	431,500	452,700			
54	252,200	297,200	346,400	394,000	410,800	431,900	452,900			
55	252,900	298,400	348,000	395,100	411,500	432,200	453,200			
56	253,800	299,600	349,500	396,300	412,100	432,500	453,400			
57	254,400	300,500	351,000	397,600	412,800	432,800	453,800			
58	255,300	301,600	352,300	398,400	413,200	433,100	454,000			
59	256,000	302,500	353,600	399,200	413,800	433,400	454,200			
60	256,700	303,600	354,800	399,900	414,400	433,700	454,400			
61	257,700	304,500	356,000	400,400	414,800	434,000	454,800			
62	258,400	305,400	357,000	401,100	415,400	434,300				
63	259,200	306,500	358,000	401,800	415,900	434,600				
64	259,900	307,600	359,000	402,500	416,400	434,900				
65	260,900	308,100	359,500	402,800	416,900	435,200				
66	261,900	309,100	360,300	403,500	417,500	435,500				
67	262,700	309,900	361,100	404,200	417,900	435,800				
68	263,800	310,900	362,000	404,800	418,400	436,100				

69	264,900	312,000	362,700	405,200	418,800	436,300				
70	265,900	312,800	363,400	405,700	419,100	436,600				
71	267,000	313,600	364,100	406,300	419,400	436,900				
72	268,000	314,300	364,700	406,800	419,700	437,200				
73	268,900	315,200	365,400	407,300	420,000	437,400				
74	269,700	315,700	366,000	407,700	420,300	437,700				
75	270,600	316,200	366,600	408,200	420,600	438,000				
76	271,300	316,600	367,200	408,700	420,900	438,300				
77	272,000	316,800	367,700	409,200	421,100	438,500				
78	272,800	317,100	368,300	409,700	421,400	438,800				
79	273,600	317,500	368,800	410,300	421,700	439,100				
80	274,300	317,800	369,400	410,800	422,000	439,400				
81	274,800	318,000	369,700	411,200	422,200	439,600				
82	275,400	318,200	370,200	411,800	422,500	439,900				
83	276,200	318,500	370,700	412,300	422,800	440,200				
84	276,900	318,800	371,200	412,500	423,000	440,500				
85	277,800	319,000	371,700	412,800	423,200	440,700				
86	278,200	319,200	372,100	413,300	423,500					
87	278,400	319,400	372,600	413,600	423,800					
88	278,800	319,800	373,000	413,900	424,000					
89	279,100	320,000	373,200	414,200	424,200					
90		320,300	373,500	414,600	424,500					
91		320,600	374,000	415,000	424,800					
92		320,900	374,300	415,400	425,000					
93		321,200	374,500	415,700	425,200					
94		321,400	374,900							
95		321,700	375,400							
96		322,000	375,700							
97		322,300	375,900							
98		322,500	376,300							
99		322,800	376,800							
100		323,100	377,100							
101		323,400	377,400							
再任用 用職 員	212,700	239,900	282,300	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	451,700	521,400

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、217,800円とする。

別表第五 海事職俸給表(第六系関係)

イ 海事職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級		1		2		3		4		5		6		7	
	号俸	俸	給	月 額	俸	給	月 額	俸	給	月 額	俸	給	月 額	俸	給	月 額
1 2 3 4	1	179,900	232,300	276,200	324,300	358,900	416,400	488,500	2 3 4	182,200	234,500	278,000	326,300	361,100	418,900	490,300
	2	182,200	234,500	278,000	326,300	361,100	418,900	490,300		184,700	236,500	279,800	328,300	363,200	421,500	492,200
	3	184,700	236,500	279,800	328,300	363,200	421,500	492,200		187,000	238,600	281,600	330,300	365,600	424,000	494,100
	4	187,000	238,600	281,600	330,300	365,600	424,000	494,100	5 6 7 8	189,400	240,600	282,900	332,500	367,500	426,200	495,900
5 6 7 8	5	189,400	240,600	282,900	332,500	367,500	426,200	495,900		191,900	242,600	284,800	334,000	370,500	428,600	497,300
	6	191,900	242,600	284,800	334,000	370,500	428,600	497,300		194,300	244,700	286,600	335,600	373,500	431,000	498,700
	7	194,300	244,700	286,600	335,600	373,500	431,000	498,700		196,900	246,800	288,400	337,000	376,300	433,400	500,000
9 10 11 12	9	199,200	249,000	289,500	338,200	378,900	435,100	501,200	13 14 15 16	201,600	250,900	291,900	340,100	381,600	437,200	502,500
	10	201,600	250,900	291,900	340,100	381,600	437,200	502,500		204,000	252,800	294,100	342,100	384,100	439,400	503,800
	11	204,000	252,800	294,100	342,100	384,100	439,400	503,800		206,500	254,600	296,200	344,300	386,300	441,600	505,100
	12	206,500	254,600	296,200	344,300	386,300	441,600	505,100	17 18 19 20	208,800	256,200	298,400	346,100	389,000	443,300	506,400
13 14 15 16	13	208,800	256,200	298,400	346,100	389,000	443,300	506,400		211,300	258,100	300,900	348,300	391,700	445,500	507,500
	14	211,300	258,100	300,900	348,300	391,700	445,500	507,500		213,900	259,900	303,100	350,400	394,500	447,600	508,600
	15	213,900	259,900	303,100	350,400	394,500	447,600	508,600		216,400	261,800	305,400	352,700	397,200	449,800	509,600
17 18 19 20	16	216,400	261,800	305,400	352,700	397,200	449,800	509,600	21 22 23 24	218,700	263,400	307,600	355,000	400,000	451,900	510,600
	17	218,700	263,400	307,600	355,000	400,000	451,900	510,600		221,100	265,300	309,800	357,400	402,000	454,200	511,700
	18	221,100	265,300	309,800	357,400	402,000	454,200	511,700		223,700	267,200	311,900	359,600	404,000	456,500	512,900
	19	223,700	267,200	311,900	359,600	404,000	456,500	512,900	25 26 27 28	226,300	269,100	313,800	361,900	406,000	458,700	513,900
21 22 23 24	20	226,300	269,100	313,800	361,900	406,000	458,700	513,900		228,500	270,600	315,800	364,100	407,500	460,900	514,900
	21	228,500	270,600	315,800	364,100	407,500	460,900	514,900		230,100	272,200	316,700	366,100	409,400	462,700	515,800
	22	230,100	272,200	316,700	366,100	409,400	462,700	515,800		231,700	273,700	317,700	367,700	411,200	464,400	516,700
25 26 27 28	23	231,700	273,700	317,700	367,700	411,200	464,400	516,700	29 30 31 32	233,300	275,100	318,700	369,200	413,200	466,100	517,500
	24	233,300	275,100	318,700	369,200	413,200	466,100	517,500		234,800	276,400	319,700	371,300	414,700	467,500	518,200
	25	234,800	276,400	319,700	371,300	414,700	467,500	518,200		236,200	278,000	320,900	373,700	416,200	468,800	518,800
	26	236,200	278,000	320,900	373,700	416,200	468,800	518,800		237,700	279,400	322,000	376,100	417,900	470,000	519,400
29 30 31 32	27	237,700	279,400	322,000	376,100	417,900	470,000	519,400		238,900	280,800	323,400	378,400	419,600	471,100	520,000
	28	238,900	280,800	323,400	378,400	419,600	471,100	520,000		240,500	282,000	324,600	380,400	420,600	472,200	520,600
	29	240,500	282,000	324,600	380,400	420,600	472,200	520,600		241,200	283,200	326,000	382,500	422,200	473,200	
	30	241,200	283,200	326,000	382,500	422,200	473,200			242,300	284,600	327,500	384,700	423,700	474,200	
31 32	31	242,300	284,600	327,500	384,700	423,700	474,200			243,400	285,700	329,100	386,800	425,300	475,400	
	32	243,400	285,700	329,100	386,800	425,300	475,400									

官 報 (号 外)

33	244,600	286,400	330,600	388,500	426,800	475,700
34	245,500	287,800	331,900	390,100	428,100	476,700
35	246,300	288,800	333,000	391,700	429,400	477,800
36	247,200	289,900	334,500	393,500	430,600	478,900
37	247,900	290,800	335,900	395,000	431,800	479,800
38	248,600	291,700	337,200	396,400	432,800	480,700
39	249,400	292,500	338,600	397,900	433,800	481,600
40	250,300	293,300	339,800	399,400	434,800	482,500
41	251,200	294,100	340,700	399,900	435,200	483,300
42	252,100	294,700	341,800	401,200	435,800	484,000
43	252,900	295,300	343,000	402,400	436,500	484,700
44	253,800	295,800	344,300	403,800	437,200	485,400
45	254,500	296,600	345,700	405,200	437,800	485,900
46	255,400	297,700	347,100	406,600	438,100	486,500
47	256,200	298,600	348,500	408,000	438,700	487,100
48	256,900	299,700	349,900	409,300	439,200	487,700
49	257,300	301,100	350,700	410,600	439,500	488,000
50	257,800	302,000	352,100	411,500	440,200	488,600
51	258,300	302,900	353,400	412,400	440,900	489,300
52	258,600	303,700	354,800	413,300	441,600	489,800
53	258,800	304,500	356,100	413,500	442,200	490,300
54	259,100	305,300	357,500	413,900	442,900	491,000
55	259,400	306,300	358,800	414,400	443,600	491,300
56	260,000	307,000	360,200	414,900	444,200	491,900
57	260,300	308,100	360,800	415,300	444,600	492,400
58	260,600	309,000	362,000	415,500	445,300	
59	260,900	310,000	363,100	416,100	446,000	
60	261,200	310,900	364,400	416,500	446,700	
61	261,500	311,500	365,500	416,800	447,100	
62	261,800	312,100	366,100	417,400	447,400	
63	262,100	312,700	366,600	418,000	447,700	
64	262,400	313,300	367,200	418,600	448,000	
65	262,700	313,600	367,600	419,200	448,200	
66	263,000	314,300	368,100	419,800	448,500	
67	263,200	314,800	368,600	420,300	448,800	
68	263,500	315,400	369,100	420,900	449,100	

再任用職員
以外職員

	69	263, 800	316, 100	369, 300	421, 500	449, 300		
	70			369, 600	422, 000	449, 600		
	71			370, 000	422, 600	449, 900		
	72			370, 300	423, 200	450, 100		
	73			370, 800	423, 700	450, 300		
	74			371, 000	424, 300			
	75			371, 500	424, 800			
	76			371, 900	425, 400			
	77			372, 200	425, 900			
	78			372, 700	426, 500			
	79			373, 200	427, 200			
	80			373, 700	427, 800			
	81			374, 200	428, 100			
	82			374, 600	428, 700			
	83			375, 100	429, 400			
	84			375, 600	430, 000			
	85			376, 000	430, 400			
	86			376, 500	430, 900			
	87			376, 900	431, 600			
	88			377, 400	432, 300			
	89			377, 900	432, 500			
	90			378, 400				
	91			378, 900				
	92			379, 400				
	93			379, 700				
	94			380, 100				
	95			380, 600				
	96			381, 000				
	97			381, 500				
	98			381, 800				
	99			382, 300				
	100			382, 700				
	101			383, 300				
再任用職員		220, 300	250, 300	279, 700	320, 400	349, 200	395, 700	463, 700

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他の人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(二)													
職員の 区分	職務 の級 の号	1	2	3	4	5	6						
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	24	25	26	27	28	
1	1	154,300	199,100	233,100	265,700	297,400	324,200	188,200	234,500	269,000	298,900	318,900	355,800
	2	155,300	201,300	234,500	267,100	298,700	325,800	189,900	235,800	270,500	299,900	319,600	356,900
	3	156,500	203,500	235,900	268,600	300,100	327,300	191,500	237,100	272,300	301,200	320,200	358,500
	4	157,500	205,700	237,000	270,300	301,500	328,600	193,300	238,500	274,000	302,300	320,900	360,000
5	5	158,500	207,800	238,000	271,700	302,500	330,000	195,100	239,900	275,600	303,500	321,500	361,500
	6	159,800	209,600	239,600	273,600	303,800	331,200	196,600	240,900	276,600	304,700	322,300	362,900
	7	161,100	211,500	241,300	275,300	304,900	332,500	198,500	242,400	278,400	305,400	323,000	364,200
	8	162,400	213,400	242,800	276,800	306,100	333,600	200,500	243,800	279,800	306,400	323,600	365,600
9	9	163,500	215,100	244,300	277,900	307,200	335,300	202,500	245,100	281,300	307,300	324,100	367,100
	10	165,000	216,600	245,800	279,700	308,300	336,700	204,300	246,100	282,600	308,200	324,900	368,000
	11	166,700	218,100	247,600	281,400	309,400	338,100	205,900	247,000	283,900	308,800	325,600	369,000
	12	168,300	219,600	249,200	283,100	310,500	339,500	207,800	247,700	285,400	309,400	326,300	370,200
13	13	169,600	221,000	250,800	284,300	311,200	341,000	209,500	248,700	286,700	310,000	326,900	371,300
	14	171,100	222,300	252,600	285,800	312,200	342,500	210,900	249,400	287,900	311,000	327,300	372,200
	15	172,700	223,600	254,400	287,300	312,900	343,800	212,500	250,700	289,200	311,900	327,700	373,200
	16	174,300	224,800	256,100	288,800	313,700	345,100	214,000	251,800	290,200	312,600	328,200	374,200
17	17	175,700	225,600	257,500	289,900	314,600	346,500	215,600	253,000	291,300	313,600	328,900	375,300
	18	177,400	226,900	259,400	291,300	315,300	347,800	217,000	253,700	292,900	314,400	329,500	376,200
	19	179,100	228,300	261,300	292,500	316,000	348,800	218,500	255,000	293,900	314,900	330,400	377,200
	20	180,800	229,600	262,900	293,800	316,500	349,700	220,100	256,200	295,200	315,700	331,200	378,100
21	21	182,400	230,500	264,400	294,900	317,100	351,000	221,700	257,500	296,300	316,500	332,000	379,100
	22	184,400	231,800	265,800	296,100	317,600	352,600	223,100	258,400	297,500	317,300	332,700	380,100
	23	186,300	233,200	267,300	297,600	318,300	354,200	224,300	259,600	298,400	318,000	333,500	380,900
								225,500	260,900	299,500	318,600	334,200	381,900
22	22	188,300	235,200	269,300	299,600	319,400	356,000	227,500	262,900	301,500	320,700	336,300	384,100
	23	190,300	237,200	271,300	301,600	321,500	358,000	229,500	264,900	303,500	322,700	338,300	386,100
	24	192,300	239,200	273,300	303,600	323,500	360,000	231,500	266,900	305,500	324,700	340,300	388,100
	25	194,300	241,200	275,300	305,600	325,500	362,000	233,500	268,900	307,500	326,700	342,300	390,100
23	26	196,300	243,200	277,300	307,600	327,500	364,000	235,500	270,900	309,500	328,700	344,300	392,100
	27	198,300	245,200	279,300	309,600	329,500	366,000	237,500	272,900	311,500	330,700	346,300	394,100
	28	200,300	247,200	281,300	311,600	331,500	368,000	239,500	274,900	313,500	332,700	348,300	396,100
	29	202,300	249,200	283,300	313,600	333,500	370,000	241,500	276,900	315,500	334,700	350,300	398,100

再任用職員以外の職員										再任用職員						
53	232,700	267,600	305,600	321,500	337,400	387,100		85	255,100	291,900	325,500	334,700	351,100			
54	233,900	268,800	306,400	322,300	337,800	387,900		86		292,200	325,800	335,000	351,500			
55	235,100	270,000	307,300	323,100	338,400	388,800		87		292,500	326,000	335,400	351,900			
56	236,300	270,900	308,100	323,800	339,000	389,500		88		292,800	326,300	335,800	352,300			
57	237,400	271,700	309,000	324,100	339,300	390,400		89		293,000	326,600	336,000	352,700			
58	238,600	272,800	309,800	324,700	339,900	391,200		90		293,200	326,900	336,300				
59	239,800	273,800	310,700	325,200	340,500	392,000		91		293,600	327,100	336,600				
60	241,000	274,700	311,500	325,900	341,100	392,800		92		293,900	327,400	337,000				
61	242,100	275,700	312,100	326,400	341,300	393,300		93	294,100	327,600	337,400	337,400				
62	243,200	276,700	312,700	326,900	341,700	394,000		94	294,500	327,800	337,600	337,600				
63	244,100	277,600	313,500	327,400	342,000	394,600		95	294,900	328,200	337,900	337,900				
64	245,100	278,600	314,300	327,700	342,500	395,300		96	295,300	328,600	338,200	338,200				
65	245,700	279,900	315,000	327,900	342,700	395,900		97	295,500	328,800	338,500	338,500				
66	246,500	280,800	315,900	328,200	343,100	396,400		98	295,700	329,100	338,800	338,800				
67	247,300	281,800	316,700	328,800	343,500	396,800		99	295,900	329,500	339,100	339,100				
68	248,100	282,600	317,600	329,400	343,900	397,300		100	296,200	329,900	339,400	339,400				
69	248,800	283,400	318,400	329,800	344,400	398,000		101	296,600	330,100	339,600	339,600				
70	249,400	284,100	319,100	330,200	344,800			102	296,900	330,300	339,900	339,900				
71	250,000	284,900	319,600	330,600	345,200			103	297,100	330,500	340,200	340,200				
72	250,800	285,600	320,300	331,000	345,700			104	297,300	330,700	340,500	340,500				
73	251,600	286,300	320,500	331,200	346,300			105	297,600	331,100	340,700	340,700				
74	251,900	286,900	321,000	331,400	346,800			106		331,300	341,100	341,100				
75	252,200	287,500	321,400	331,600	347,300			107		331,500	341,300	341,300				
76	252,500	287,900	321,700	331,800	347,700			108		331,800	341,500	341,500				
77	252,800	288,400	322,200	332,200	348,000			109		332,100	341,800	341,800				
78	253,100	288,800	322,500	332,400	348,400			110		332,400	342,000	342,000				
79	253,400	289,200	323,100	332,700	348,800			111		332,700	342,700	342,700				
80	253,700	289,500	323,700	333,000	349,200			112		333,000	343,000	343,000				
81	254,000	290,000	324,300	333,300	349,600			113		333,200	343,200	343,200				
82	254,300	290,600	324,700	333,700	349,900				215,100	229,600	231,600	253,700	282,200	312,000		
83	254,500	291,000	325,000	334,000	350,300											
84	254,800	291,500	325,300	334,400	350,700											

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職務給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5						
		級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	29	30	31	32	33	34
	1	220,100	281,000	327,600	406,000	534,400	33	290,000	344,000	390,900	468,300	
	2	222,400	284,000	330,500	408,300	537,400	34	292,300	346,100	392,600	470,600	
	3	224,600	286,800	333,500	410,700	540,500	35	294,500	348,000	394,300	472,800	
	4	226,800	289,600	336,500	413,200	543,600	36	296,800	349,800	396,000	474,900	
	5	228,900	292,200	339,700	415,300	546,600	37	308,400	358,400	403,800	485,500	
	6	231,000	294,600	342,100	417,800	549,000	38	309,700	360,400	405,400	487,500	
	7	233,200	296,800	344,700	420,000	551,500	39	311,400	362,500	406,900	489,400	
	8	235,300	299,100	347,100	422,500	553,900	40	312,800	364,400	408,400	491,300	
	9	237,600	301,600	349,800	424,200	556,200	41	314,500	366,300	409,300	493,300	
	10	240,000	304,000	352,500	426,700	558,000	42	315,000	368,200	410,900	495,200	
	11	242,400	306,400	355,200	429,000	559,900	43	315,500	370,000	412,400	496,900	
	12	244,800	308,900	358,200	431,300	561,800	44	316,000	371,800	414,000	498,800	
	13	246,900	311,200	361,000	432,700	563,500	45	316,800	373,600	415,300	500,700	
	14	249,300	313,200	362,900	434,900	564,900	46	317,800	375,400	416,900	502,500	
	15	251,700	315,200	365,100	437,100	566,200	47	318,600	376,900	418,300	504,300	
	16	254,100	316,900	367,600	439,400	567,400	48	319,600	378,700	419,900	506,200	
	17	256,100	319,100	369,600	441,500	568,700	49	320,400	380,200	421,300	507,900	
	18	259,200	320,900	371,800	443,900	569,500	50	321,300	381,800	422,600	509,600	
	19	262,300	322,900	373,900	446,200	570,200	51	322,100	383,400	423,900	511,400	
	20	265,400	324,600	375,800	448,600	570,900	52	322,900	385,100	425,200	513,300	
	21	268,300	326,300	377,600	450,700	571,700	53	324,000	386,200	425,900	514,900	
	22	271,300	328,700	379,400	453,000		54	324,800	387,700	426,900	516,500	
	23	274,200	330,900	380,900	455,400		55	325,500	389,100	427,800	518,200	
	24	277,100	333,300	382,100	457,700		56	326,300	390,700	428,700	519,800	
	25	279,700	335,300	383,500	459,700		57	326,800	392,000	429,600	521,400	
	26	282,300	337,300	385,300	461,900		58	327,500	393,400	430,500	522,700	
	27	284,800	339,400	387,100	464,000		59	328,400	394,700	431,400	524,000	
	28	287,400	341,800	389,000	466,200		60	329,200	396,200	432,300	525,200	
							61	330,200	397,500	433,200	526,400	
							62	331,200	398,900	434,100	527,400	
							63	332,300	400,400	435,100	528,400	

[illegible]

口 教育職俸給表(二)									
職員の 区分	職務 の級 号俸	1		2		3			
		俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額		
1 2 3 4	1	187,900	221,500	281,000	41 42 43 44	269,500	312,200	374,200	354,000
	2	190,400	223,600	284,000		252,700	294,100	356,600	
	3	193,000	225,600	286,800		254,700	296,200	358,300	
	4	195,600	227,700	289,600		258,500	298,000	360,500	
5 6 7 8	5	198,300	229,600	292,200	45 46 47 48	266,500	306,100	365,500	
	6	201,000	231,600	294,700		268,000	307,700	367,600	
	7	203,700	233,700	297,000		309,400	309,400	369,800	
	8	206,500	235,700	299,300		310,900	310,900	372,000	
9 10 11 12	9	209,300	237,900	301,600	49 50 51 52	312,200	314,200	374,200	
	10	212,000	240,300	304,100		315,900	315,900	376,200	
	11	214,900	242,700	306,500		272,500	318,000	378,300	
	12	217,600	245,100	309,000		273,400	320,000	380,400	
13 14 15 16	13	220,100	247,100	311,200	53 54 55 56	320,000	322,000	381,900	
	14	221,700	249,400	313,200		274,300	324,100	383,900	
	15	223,500	251,700	315,200		275,600	326,400	385,700	
	16	225,200	254,000	316,900		276,500	328,600	387,700	
17 18 19 20	17	226,900	256,200	319,300	57 58 59 60	328,600	330,900	388,600	
	18	228,600	259,300	321,500		277,000	333,000	390,400	
	19	230,400	262,400	323,900		278,100	335,000	392,000	
	20	231,900	265,500	326,100		278,800	337,100	393,800	
21 22 23 24	21	233,800	268,300	328,100	61 62 63 64	337,100	338,700	394,800	
	22	235,700	271,300	330,800		279,400	340,000	396,400	
	23	237,700	274,200	333,100		280,000	340,000	397,900	
	24	239,700	277,100	335,900		280,600	341,200	399,600	
25 26 27 28	25	241,300	279,700	338,600	65 66 67 68	341,200	342,900	400,900	
	26	243,200	282,300	341,200		281,400	344,800	402,600	
	27	245,100	284,800	343,800		282,500	346,500	404,200	
	28	247,100	287,400	346,600		283,400	348,500	405,800	
29 30	29	248,800	290,000	349,200		284,800	349,200	407,100	
	30	250,700	292,100	351,700		285,700	350,300	408,700	

官 報 (号 外)

再任用職員以外の職員							
69	294, 400	364, 400	417, 100	108	321, 300	412, 000	
70	295, 100	366, 100	418, 100	109	321, 700	412, 500	
71	295, 900	367, 800	419, 200	110	322, 200	412, 900	
72	296, 700	369, 500	420, 100	111	322, 600	413, 200	
73	297, 800	370, 800	420, 800	112	323, 100	413, 500	
74	298, 800	372, 400	421, 600	113	323, 400	413, 700	
75	299, 900	373, 800	422, 600	114	323, 900	414, 000	
76	301, 000	375, 400	423, 600	115	324, 300	414, 300	
77	301, 700	377, 000	424, 600	116	324, 800	414, 600	
78	302, 600	378, 700	425, 600	117	325, 100	414, 800	
79	303, 400	380, 200	426, 600	118	325, 500	415, 100	
80	304, 300	381, 900	427, 500	119	326, 000	415, 400	
81	305, 000	383, 400	428, 200	120	326, 500	415, 600	
82	305, 900	384, 800	429, 100	121	326, 700	415, 800	
83	306, 800	386, 400	430, 000	122	327, 100	416, 100	
84	307, 700	388, 000	430, 800	123	327, 600	416, 400	
85	308, 100	389, 000	431, 700	124	327, 900	416, 600	
86	308, 800	390, 300	432, 500	125	328, 100	416, 800	
87	309, 500	391, 700	433, 300	126	328, 400		
88	310, 400	393, 100	434, 200	127	328, 900		
89	311, 300	394, 400	434, 900	128	329, 300		
90	312, 100	395, 500	435, 400	129	329, 500		
91	312, 900	396, 600	436, 000	130	329, 900		
92	313, 600	397, 800	436, 400	131	330, 400		
93	314, 300	398, 600	436, 900	132	330, 800		
94	315, 000	399, 700	437, 400	133	331, 000		
95	315, 700	400, 800	437, 800	134	331, 400		
96	316, 400	401, 800	438, 200	135	331, 900		
97	316, 800	402, 700	438, 400	136	332, 200		
98	317, 200	403, 700	438, 800	137	332, 500		
99	317, 600	404, 700	439, 100	138	332, 900		
100	318, 000	405, 600	439, 400	139	333, 300		
101	318, 300	406, 400	439, 700	140	333, 700		
102	318, 700	407, 400					
103	319, 000	408, 400					
104	319, 400	409, 400					
105	319, 800	410, 000					
106	320, 300	410, 700					
107	320, 800	411, 400					
				再任用職員	247, 600	293, 200	310, 700
				備考	この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。		

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5	6
		級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円	級 俸給月額 円
1	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800	523,300
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700	526,400
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300	529,500
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100	532,600
5	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200	535,700
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900	538,100
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600	540,500
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300	542,900
9	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800	545,300
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400	547,000
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100	548,900
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900	550,800
13	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500	552,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200	553,800
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000	555,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700	556,000
17	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200	557,100
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800	557,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300	558,400
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900	559,000
21	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400	559,700
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000	
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600	
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100	
25	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300	
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600	
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100	
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600	

再任用 員以外の 職員	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000
	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900
	45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
	46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
	47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
	48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
	49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
	50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
	51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
	52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
	53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
	54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
	55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
	56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
	57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
	58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
	59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
	60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500

64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200			95	286,800	333,100				
65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000			96	287,800	333,600				
66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800			97	288,100	334,100				
67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600			98	289,000	334,600				
68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400			99	289,700	335,100				
69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100			100	290,600	335,600				
70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900			101	291,500	336,100				
71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700			102	292,200	336,600				
72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500			103	292,900	337,100				
73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200			104	293,600	337,600				
74	264,500	318,600	388,600					105	294,300	338,100				
75	265,700	319,700	389,200					106	294,800	338,500				
76	266,700	320,800	389,900					107	295,300	339,000				
77	267,700	321,900	390,600					108	295,800	339,400				
78	268,800	322,900	391,200					109	296,000	339,900				
79	270,000	323,800	391,800					110	296,400	340,300				
80	270,900	324,700	392,400					111	296,700	340,800				
81	272,100	325,800	393,000					112	297,000	341,200				
82	273,300	326,600	393,600					113	297,300	341,700				
83	274,500	327,300	394,200					114	297,600	342,100				
84	275,500	328,100	394,800					115	297,900	342,600				
85	276,600	328,600	395,300					116	298,200	343,000				
86	277,600	329,100	395,800					117	298,500	343,500				
87	278,700	329,600	396,300					118	298,900	343,900				
88	279,700	330,100	397,000					119	299,200	344,300				
89	280,500	330,400	397,400					120	299,600	344,700				
90	281,700	330,900						121	299,900	345,100				
91	282,700	331,400												
92	283,900	331,900												
93	284,800	332,200												
94	285,800	332,600												

再任用職員							
備考	この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。						

醫療職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級	俸 給 月 額				
	号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	1	253,600 円	338,400 円	400,400 円	471,700 円	566,500 円
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	

官 報 (号 外)

51	383,700	453,900	506,600	559,300		76	475,800	529,800		
52	384,500	455,700	507,900	560,200		77	476,200	530,600		
53	385,400	457,600	508,900	561,000		78	476,800	531,500		
54	386,300	458,800	510,200	561,900		79	477,400	532,400		
55	387,000	460,000	511,500	562,800		80	477,900	533,300		
56	387,900	461,200	512,800	563,700		81	478,500	534,100		
57	388,600	462,400	513,800	564,600		82	479,000	535,000		
58	389,500	463,400	514,600	565,500		83	479,500	535,900		
59	390,300	464,400	515,400	566,400		84	480,000	536,800		
60	391,100	465,400	516,200	567,100		85	480,400	537,600		
61	391,600	466,200	517,100	568,000		86	481,000	538,500		
62	392,100	466,900	517,900	568,900		87	481,400	539,400		
63	392,500	467,600	518,800	569,800		88	481,900	540,300		
64	393,000	468,300	519,600	570,700		89	482,400	541,100		
65	393,300	469,000	520,500	571,600		90	483,000			
66		469,700	521,400			91	483,600			
67		470,400	522,100			92	484,000			
68		471,000	523,000			93	484,500			
69		471,300	523,900			94	485,100			
70		472,000	524,700			95	485,700			
71		472,700	525,600			96	486,300			
72		473,400	526,500				486,800			
73		473,800	527,300							
74		474,400	528,200							
75		475,100	529,100							

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるところに適用する。

再任用職員	296,200	338,600	393,000	466,000	565,900
97		486,800			

口 医療職俸給表(二)

職員の 区分	職務 の級 番号	1		2		3		4		5		6		7		8	
		俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額	俸	給 月 額
1	1	円	155,100	円	191,500	円	226,800	円	252,400	円	282,100	円	327,000	円	371,100	円	437,200
	2		156,500		193,100		228,400		253,500		284,000		329,000		373,800		439,800
	3		157,900		194,700		230,000		254,700		286,100		331,200		376,400		442,300
	4		159,300		196,300		231,600		256,000		288,100		333,400		379,100		444,900
5	5		160,500		197,800		233,000		257,200		290,200		335,200		381,500		447,300
	6		162,300		199,300		234,600		258,400		292,300		337,400		384,200		449,800
	7		164,000		200,900		236,100		259,500		294,200		339,400		386,800		452,300
	8		165,600		202,400		237,700		260,500		296,200		341,600		389,500		454,800
9	9		167,200		204,000		238,600		261,800		298,000		343,400		391,600		457,200
	10		168,900		205,700		240,000		262,500		299,900		345,500		393,900		459,600
	11		170,500		207,300		241,400		263,400		301,500		347,600		396,100		462,200
	12		172,300		209,000		242,500		264,200		303,100		349,700		398,300		464,600
13	13		173,700		210,400		244,000		265,300		305,100		351,200		400,400		467,100
	14		175,500		212,000		245,300		266,400		307,000		353,200		402,400		468,600
	15		177,400		213,600		246,500		267,600		309,100		355,100		404,400		469,900
	16		179,200		215,200		247,800		268,700		311,100		357,100		406,500		471,200
17	17		181,100		216,600		248,600		270,200		313,100		358,900		408,300		472,400
	18		182,600		218,200		249,800		271,900		315,100		360,900		410,300		473,700
	19		184,400		219,900		250,900		273,600		317,200		362,900		412,200		475,000
	20		186,200		221,600		252,000		275,300		319,300		364,900		414,300		476,300
21	21		187,700		222,900		253,400		277,000		321,100		366,700		416,100		477,500
	22		189,200		224,400		254,200		278,700		323,100		368,700		417,700		478,900
	23		190,700		225,800		255,100		280,400		324,900		370,800		419,300		480,300
	24		192,200		227,300		256,000		282,000		326,900		372,900		420,800		481,500
25	25		193,800		228,500		257,000		283,700		328,600		374,300		422,300		482,900
	26		195,100		229,900		258,100		285,400		330,500		376,100		423,600		484,200
	27		196,600		231,200		259,200		287,200		332,500		377,900		424,900		485,600
	28		198,000		232,400		260,400		288,800		334,500		379,600		426,200		487,000
29	29		199,500		233,600		261,800		290,200		335,800		381,400		427,500		488,400
	30		200,700		234,900		263,400		291,800		337,600		382,900		428,700		489,500
	31		202,000		236,400		265,000		293,400		339,300		384,500		429,900		490,600
	32		203,300		237,700		266,500		295,100		341,100		386,200		431,000		491,700
33	33		204,700		238,700		267,800		296,800		342,800		387,500		432,200		492,800
	34		206,100		240,000		269,500		298,500		344,600		388,800		433,400		493,700
	35		207,400		240,900		271,100		300,300		346,500		390,100		434,600		494,600

36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	
38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	496,500
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400		
再任用職員以外の職員								
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900			
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200			
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700			
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800			
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400			

	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900			
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400			
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900			
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400			
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700			
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200			
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600			
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000			
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400			
	86		289,500	325,400	346,300				
	87		289,700	325,600	346,600				
	88		289,900	326,000	346,900				
	89		290,300	326,400	347,300				
	90		290,500	326,800	347,600				
	91		290,700	327,200	348,000				
	92		290,900	327,600	348,300				
	93		291,300	327,900	348,700				
	94		291,500	328,100	349,000				
	95		291,700	328,500	349,300				
	96		292,000	328,800	349,600				
	97		292,400	329,000	349,900				
	98		292,700	329,300	350,300				
	99		292,900	329,600	350,700				
	100		293,200	329,900	351,100				
	101		293,500	330,100	351,600				
	102		293,700	330,400	352,000				
	103		293,900	330,800	352,400				
	104		294,200	331,000	352,800				
	105	294,500		331,200	353,300				
	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職員の 区分	職務 の級 号俸	1		2		3		4		5		6		7	
		俸	給	俸	給	俸	給	俸	給	俸	給	俸	給	俸	給
		月	額	月	額	月	額	月	額	月	額	月	額	月	額
	1	169,900	円	197,000	円	243,600	円	266,700	円	288,400	円	330,100	円	374,100	円
	2	171,300		198,900		245,400		266,600		290,000		332,200		376,700	
	3	172,800		200,900		247,200		267,500		291,600		334,200		379,400	
	4	174,200		202,800		249,000		268,400		293,400		336,400		382,000	
	5	175,600		204,900		250,400		268,900		295,000		338,400		384,200	
	6	177,100		206,900		251,700		269,900		296,800		340,500		386,600	
	7	178,600		209,100		252,800		270,600		298,500		342,600		388,900	
	8	180,100		211,200		254,100		271,500		300,200		344,700		391,200	
	9	181,300		213,200		254,900		272,600		301,900		346,200		393,200	
	10	183,000		214,600		255,800		273,200		303,500		348,200		395,300	
	11	184,600		216,000		256,700		274,200		304,800		350,100		397,500	
	12	186,100		217,200		257,500		275,200		306,100		352,100		399,800	
	13	187,500		218,600		258,600		276,200		307,600		354,000		401,700	
	14	189,500		220,000		259,600		277,200		309,200		356,100		403,700	
	15	191,500		221,500		260,400		278,200		311,000		358,200		405,900	
	16	193,500		222,700		261,300		279,300		312,800		360,200		408,100	
	17	195,500		224,100		261,800		280,600		314,500		362,200		410,100	
	18	197,500		225,600		262,700		281,800		316,100		364,200		412,300	
	19	199,500		227,100		263,500		282,800		317,800		366,300		414,500	
	20	201,500		228,600		264,300		284,000		319,500		368,400		416,600	
	21	203,500		229,700		265,200		285,500		320,900		370,100		418,500	
	22	205,400		231,400		265,900		287,100		322,400		372,200		420,400	
	23	207,500		233,100		266,800		288,400		323,900		374,300		422,200	
	24	209,600		234,700		267,600		289,700		325,400		376,300		424,100	
	25	211,200		236,000		268,600		290,800		326,800		378,300		425,800	
	26	212,500		237,700		269,400		292,400		328,200		379,900		427,400	
	27	213,700		239,400		270,300		294,100		329,700		381,800		429,100	
	28	215,000		241,100		271,300		295,600		331,300		383,700		430,700	
	29	216,200		242,700		272,500		296,600		332,400		385,500		432,000	
	30	217,300		244,100		273,700		298,000		333,900		387,200		433,300	
	31	218,600		245,400		275,200		299,400		335,300		389,100		434,900	
	32	219,700		246,500		276,500		300,900		336,800		390,900		436,400	

官 報 (号 外)

33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	

[illegible]

官 報 (号 外)

105	290,600	321,200	353,500	371,800		
106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300		
109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				

官 報 (号 外)

141	302, 100	333, 200					
142	302, 500	333, 600					
143	302, 900	333, 900					
144	303, 200	334, 300					
145	303, 400	334, 600					
146	303, 600	335, 000					
147	303, 900	335, 400					
148	304, 300	335, 800					
149	304, 500	336, 100					
150	304, 700	336, 500					
151	305, 000	336, 900					
152	305, 300	337, 300					
153	305, 700	337, 600					
154	305, 900						
155	306, 100						
156	306, 400						
157	306, 700						
158	307, 000						
159	307, 300						
160	307, 600						
161	308, 000						
162	308, 300						
163	308, 600						
164	308, 900						
165	309, 300						
166	309, 600						
167	309, 900						
168	310, 200						
169	310, 600						
再任用職員	235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200	370, 600

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の七第二項第一号イ中「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同号ロ中「百分の百五」を「百分の百二・五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

俸 号	俸給月額 円
1	398,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第六条第二項の表を次のように改める。

俸 号	俸給月額 円
1	332,000
2	367,000
3	394,000

第七条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第四条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特

例に関する法律(平成十二年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

俸 号	俸給月額 円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第八条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

一 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第七條第二項
二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第八條第二項

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する法律(以下この項及び次条において「給与法」という。))第十九条の七第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与法(次条において「改正後の給与法」という。)の規定、

第三条の規定(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付研究員法」という。))第七条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付研究員法(次条において「改正後の任期付研究員法」という。))の規定及び第四条の規定(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付職員法」という。))第

八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付職員法(次条において「改正後の任期付職員法」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与法、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第四条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

理 由

人事院の国会及び内閣に対する令和四年八月八日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、

一般職の国家公務員の俸給月額及び勤勉手当の額の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、人事院の国会及び内閣に対する令和四年八月八日付けの職員の給与の改定に関する勧告(以下「人事院勧告」という。)に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額及び勤勉手当の額の改定等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表を除く俸給表の俸給月額を改定すること。

2 勤勉手当の支給割合を年間〇・一月分引き上げること。

3 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。ただし、1は令和四年四月一日から適用すること。

二 議案の可決理由

人事院勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額及び勤勉手当の額の改定等を行う本法案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本法案施行に要する経費

本法案施行に要する経費は約百八十億円である。右報告する。

令和四年十一月二日

内閣委員長 大西 英男
衆議院議長 細田 博之殿

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
正する法律案
右
国会に提出する。

令和四年十月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

別表第三俸給月額欄中二六四、七〇〇円を「二六五、二〇〇円」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(特別職の職員の給与に関する

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案

法律第七条の二ただし書の改正規定を除く。次条において同じ。による改正後の同法(次条において「改正後の給与法」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて改定を行うこと。

2 内閣総理大臣等の特別職の職員(秘書官を除く。)の期末手当の支給割合について、一般職の指定職職員の改定に準じて年間〇・〇五

月分引き上げること。

3 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。ただし、1は令和四年四月一日から適用すること。

二 議案の可決理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行う本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は約二億円である。

右報告する。

令和四年十一月二日

内閣委員長 大西 英男

衆議院議長 細田 博之殿

令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律案

右の議案を提出する。

令和四年十一月二日

提出者

内閣委員長 大西 英男

令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律

(定義)

第一条 この法律において「令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」とは、

原油価格及び物価が高騰している状況に鑑み、令和四年九月二十日に閣議において決定された令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用に基づく生活支援臨時特別事業費補助金を財源として市町村(特別区を含む。)から支給される給付金で、低所得者世帯への支援の観点から支給されるものをいう。

(差押禁止等)

第二条 令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(非課税)

第三条 租税その他の公課は、令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についても適用する。ただし、第二条の規定の適用については、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

理 由

令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を使用することができるようするため、令和四年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について、差押えを禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和四年十月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律
(ガス事業法の一部改正)

第一条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 あつせん及び仲裁(第七百七条・第七百八条)」を「第六章 ガスの使用制限等(第七百七条・第七百八条)」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に、「第九章」を「第十章」に、「第十章」を「第十一章」に改める。

第十四条第一項中「行う者」の下に「第六百六条の三を除き、」を加える。

第六百九十四条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第六百九十五条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第六百九十六条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第六百九十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき」に改め、同条第三号中「選任しなかつた者」を「選任しなかつたとき」に改め、同条第四号から第六号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第二百条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第十号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第十一号中「の規定」を「又は第六百六条の三第一項の規定」に、「者」を「とき」に改め、同条第十二号及び第十三号中「者」を「とき」に改める。

第二百一条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第六号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第七号中「又は第八十条の八第二項」を「第八十条の八第二項又は第六百六条の三第二項」に、「者」を「とき」に改め、同条第八号から第十三号までの規定中「者」を「とき」に改める。

第十章を第十一章とし、第六章から第九章までを一章ずつ繰り下げ、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 ガスの使用制限等

(液化天然ガスの調達に要請)

第六百六条の二 経済産業大臣は、ガスの安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、ガスの製造の用に供する液化天然ガスの調達が特に必要であり、かつ、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構以外の者による調達を困難とする特別の事情があると認めるときは、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に対し、当該液化天然ガスの調達を要請することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者に対し、ガス小売事業者等が供給するガスの使用の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部改正)

第二条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法(平成十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第六百六条の二の規定による液化天然ガスの調達を行うこと。

第十二条第一号中「及び第三号」を「第三号及び第四号」に改める。

第十四条第一項中「同条第二項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法第十一条第二項第三号の改正規定中「第十一条第二項第三号」を「第十一条第二項第四号」に改める。

(高压ガス保安法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 高压ガス保安法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち、ガス事業法第九十四条から第九十六条まで、第九十九条及び第二百条の改正規定を削り、同法第二百一条の改正規定中「第二百一条中」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号を「第二百一条第一号」に改め、「一」を「とき」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「者」を「とき」に削り、「加え、一者をとき」に改め「を加え」に改め、同条第六号から第十三号までの改正規定を削る。

理 由

液化天然ガスの確保をめぐる国際的な緊張の高まりを踏まえ、緊急時において経済産業大臣が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に液化天然ガスの調達を要請することができることとするともに、ガスの需給を調整するためガスの使用を制限することを可能とする措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、液化天然ガスの確保をめぐる国際的な緊張の高まりを踏まえ、緊急時において経済産業大臣が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)に液化天然ガスの調達を要請することができることとするともに、ガスの需給を調整するためガスの使用を制限することを可能とする措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 ガス事業法の一部改正

(一) 経済産業大臣は、ガスの安定供給の確保に支障が生じる場合等において、ガスの製造の用に供する液化天然ガスの調達が特に必要であり、かつ、機構以外の者による調達を困難とする特別の事情があると認めるときは、機構に対し、当該液化天然ガスの調達を要請することができるものとする。

と。

(二) ガスの使用制限等

(1) 経済産業大臣は、ガスの需給の調整を行わなければならないガスの供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等からガスの供給を受ける者等に対し、ガスの量の限度を定めて、ガスの使用の制限等を命じ、又は勧告することができるものとする。

(2) 経済産業大臣は、(1)の規定の施行に必要な限度において、(1)のガスの供給を受ける者に対し、ガスの使用の状況等について報告を求めることができるものとする。

(三) (二)に係る違反行為をした者について罰則を措置すること。

2 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部改正

(一) 機構は、1の(一)の規定による液化天然ガスの調達を行うことができるものとする。

(二) (一)に掲げる業務について、区分経理を規定すること。

(三) 機構は(一)に掲げる業務に必要な費用に充てるため、長期借入金等を行うことができるものとする。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、ガスについて深刻な供給支障が発生する万一の危機に備えるための措置として妥当なものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和四年十一月二日

経済産業委員長 竹内 譲

衆議院議長 細田 博之殿

(別紙)

ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

一 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC)による液化天然ガス(LNG)の調達については、経済産業大臣の要請が行われる場合の要件を具体的に例示するなど、予見可能性を高めるよう努めること。また、調達から利用まで相当な時間を要することから、世界的なLNGの需給状況を踏まえつつ、民間事業者と緊密に連携をとって、緊急時に速やかに必要なLNGを調達できるよう万全を期すこと。

二 緊急時にJOGMECが調達するLNGは、今回措置するガスの製造のみならず、発電用燃料にも使用されることに鑑み、発電事業者やガス事業者等への供給について、運用の明確化を行い、適切な配分が行われるよう努めること。 三 緊急時にJOGMECがLNG調達に関する業務を適切に実施できるよう、JOGMECの体制の整備に必要な措置を講ずること。 四 ガスの使用を制限することは、国民生活及び企業活動等に重大な影響を与えるおそれがあることに鑑み、平時から、資源外交の積極的な展開やLNG輸入事業者に対する支援等を通じて、LNGの安価かつ安定的な調達に努めつつ、需要家に対する節ガスの呼びかけや経済インセンティブの活用等を進めるなど、ガス需給の両面において可能な限りの対策を講ずること。 五 ガスの使用制限を実施するに当たっては、対象となる需要家等と事前に十分な調整を行い、制度の趣旨及び対象範囲や制限の方法等について国民や関係者に対する周知徹底を図るなど、需要家等の予見可能性を確保し、制度の運用に万全を期すこと。また、使用制限による需要家への影響が最小限に抑えられるよう、十分に配慮すること。 六 ガス分野における二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けて、合成メタンを製造するためのメタネーション技術の開発や効率的な熱利用等の熱需要における脱炭素化の促進のため、実効的な措置を講ずること。	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 右の議案を提出する。 令和四年十一月四日 提出者 議院運営委員長 山口 俊一 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律 第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。 第十五条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の七十六」を「百分の八十四」に改め、同項第三号中「百分の五十七」を「百分の六十三」に改め、同項第四号中「百分の二十八・五」を「百分の三十一・五」に改める。 別表第二給料月額の欄中「二六九、〇〇〇円」を「二六九、三〇〇円」に改める。 第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。 第十五条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「百分の八十四」を「百分の八十」に改め、同項第三号中「百分の六十三」を「百分の六十」に改め、同項第四号中「百分の三十一・五」を「百分の三十」に改める。 附 則 （施行期日等） 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。	2 第一条の規定（国会議員の秘書の給与等に関する法律第十五条第二項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の同法（以下「改正後の秘書給与法」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。 （給与の内払） 3 改正後の秘書給与法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の秘書給与法の規定による給与の内払とみなす。 理 由 一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	第二百四回国会衆議院会議録第二十九号中正誤 二〇ページ一段一行から二行「教育職員免許法等の特例」は「（教育職員免許法等の特例）」の誤り。 二〇ページ二段五行「この項」は「（以下この項の誤り。」
---	--	--	---

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五-八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

本号一部
送料別
二〇〇円
二〇〇円